

(第一類 第八号)

(五二)

第九十三回国会 衆議院 農林水産委員会 議録 第二号

昭和五十五年十月二十二日(水曜日)
午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 田邊 國男君
理事 菊池福次郎君
理事 羽田 孜君
理事 松沢 俊昭君
理事 稻富 稜人君
理事 逢沢 英雄君
理事 小里 貞利君
理事 鴨田利太郎君
理事 北口 博君
理事 近藤 元次君
理事 菅波 茂君
理事 高橋 辰夫君
理事 保利 耕輔君
理事 小川 國彦君
理事 島田 琢郎君
理事 竹内 猛君
理事 草川 昭三君
理事 神田 厚君
理事 寺前 巖君
理事 木村 守男君

委員外の出席者

議 員
公正取引委員会 小川 國彦君
事務局審査部第一 奥村 栄一君
一審査長 榮一君
環境庁水質保全 大塩 敏樹君
局水質管理課長 安原 正君
大蔵省主計局主 瓜谷 龍一君
計官 堀内 雅夫君
厚生省環境衛生 小沼 勇君
局乳肉衛生課長
中小企業庁小規 堀内 雅夫君
模企業部小売商 堀内 雅夫君
業課長
農林水産委員会 小沼 勇君
調査室長

出席政府委員

農林水産大臣 亀岡 高夫君
農林水産政務次 志賀 節君
官
農林水産大臣官 渡邊 五郎君
房長
農林水産大臣官 山極 栄司君
房技術審議官
農林水産大臣官 矢崎 市朗君
房審議官
農林水産省経済 松浦 昭君
局長

委員の異動

十月二十二日
辞任 補欠選任
小里 貞利君 鴨田利太郎君
吉浦 忠治君 草川 昭三君
同日
辞任 補欠選任
鴨田利太郎君 小里 貞利君
草川 昭三君 吉浦 忠治君

十月二十一日

昭和五十五年における冷害等に係る被害農業者のために被害市町村が実施する緊急冷害等対策事業に関する臨時措置法案(安井吉典君外七名提出、衆法第五号)

同月十八日

異常天候による農作物の被害対策に関する請願(栗山明君紹介(第二〇三号))
食糧自給政策の確立及び水田利用再編対策に関する請願(五十嵐広三君紹介(第二二三号))
は本委員会に付託された。

十月十六日

食糧自給力の向上及び米穀政策の確立等に関する陳情書外十七件(岡山県勝田郡奈義町議会議長長尾聖外十七名(第三八号))
農業構造改善対策の強化推進に関する陳情書(福岡市中央区天神一の一の八福岡県農業構造改善対策協議会長藤本巧(第四〇号))
昭和五十五年産サトウキビ生産者価格の引き上げ等に関する陳情書(沖縄県議会議長大田昌知(第四一号))

農林漁業対策の拡充推進に関する陳情書(福岡市中央区天神一の一の八福岡県町村会長藤本巧(第四二号))
第二期水田利用再編対策に関する陳情書外二件(北海道議會議長西尾六七外二名(第四三三号))
大規模林業開闢林道の整備促進に関する陳情書(中国四国九県議会議長代表愛媛県議會議長宇都宮光明外八名(第四四号))
森林総合整備事業の促進に関する陳情書(四国四県議會議長代表高知県議會議長小松雅外三名(第四五号))

都市農業の確立に関する陳情書(大阪市東区馬場町三の三五大阪府農業者代表長置田忠義(第四六号))
竹島の周辺漁場における安全操業確保に関する陳情書(中国四国九県議會議長代表愛媛県議會議長宇都宮光明外八名(第四七号))
マツクイムシ防除対策の拡充強化に関する陳情書(中国四国九県議會議長代表愛媛県議會議長宇都宮光明外八名(第四八号))
異常気象による農業被害救済に関する陳情書(中国五県議會議長代表島根県議會議長桐田晴喜外四名(第六八号))
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申入れに関する件
昭和五十五年における冷害等に係る被害農業者のために被害市町村が実施する緊急冷害等対策事業に関する臨時措置法案(安井吉典君外七名提出、衆法第五号)
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一号)
農林水産業の振興に関する件

○田邊委員長 これより会議を開きます。

安井吉典君外七名提出、昭和五十五年における冷害等に係る被害農業者のために被害市町村が実施する緊急冷害等対策事業に関する臨時措置法案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。小川國彦君。

昭和五十五年における冷害等に係る被害農業者のために被害市町村が実施する緊急冷害等対策

第一類第八号

農林水産委員会議録第二号 昭和五十五年十月二十二日

策事業に関する臨時措置法案
(本号末尾に掲載)

○小川(国)議員 私は、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました昭和五十五年における冷害等に係る被害農業者のために被害市町村が実施する緊急冷害等対策事業に関する臨時措置法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今年の異常気象による農作物の冷害などによる被害は、昭和五十一年冷害被害を上回り戦後最大の被害となり、減反政策の強化の中で苦しんでいる農家経営に深刻な打撃を与えています。

私も東北六県を初め千葉、茨城、九州の福岡、佐賀の十県に冷害の実態を一カ月有余にわたり調査してまいりましたが、特に国全体の被害の四八%にも当たる東北六県の冷害の状況は、餓死の年と呼ばれるほどに深刻でありました。

青森県の山間部、平野部、岩手県の山間部、宮城県、福島県の海岸部と山間部、秋田、山形の山間部と、被害の甚大さは、至るところで収穫ゼロという農家群を多数発生せしめておりました。

これを救済するために在来の法律では、天災融資法の発動及び激甚災害法の適用、またはこれに基づく融資限度額の引き上げ、利子及び償還期限の延期等の施策が用意されております。もちろん天災融資法は、二県七十億円以上の被害があれば当然適用されるものであります。

しかし、問題は中身なのであります。たとえば、天災融資法の資金は、営農のための農機具その他の購入資金であつて、生活費には使えません。そこで自作農創設維持資金がこれに充当されるのであります。生活資金の借入限度額は百五十万円までであります。したがって、昭和五十一年災害で百万円借りた農家は今回は五十万円しか借りられないのであります。これは、農家一世帯五人から七人という世帯の最低生活費にはもちろん及ば

ず、飢えて死ぬというに等しいものであります。被災農家の窮状はさらに厳しく、被災農家からの要望は政府売り渡し米の概算金の返納期限の延期と利子の減免にまで及んでおります。

本来なら、前払い金でありますから、政府売り渡し米が出せないときは当然その金は返済すべきものであります。一俵当たり約三千円の概算金、しかし零細経営農家の状況は、それさえ返せないというところに追い込まれておるのであります。

こうしたあすの生活資金にも事欠く農家の状況は、収穫皆無農家が過半数を占める青森、岩手の両県に多く見られるのであります。同様の状況は、宮城、福島、海岸部、山間部、秋田、山形の山間部等、随所の農家群に顕著に見られるのであります。

これらの地域においては、一様に抜本的な緊急冷害等の対策事業を望んでいるのであります。ここには、明らかに現行の法制度では救済し得ない状況が存在しているのであります。

われわれはこのような激甚な冷害地の被害農家の窮状にかんがみ、一日も早く被害農業者を救済し、生活の安定を図り、農家の再生産を確保するためにこの法律案を提案する次第であります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一は、この法律の目的であります。

この法律は、昭和五十五年六月から十月までに冷害、水害または風水害によつて損失を受けた被害農業者のために、被害市町村が実施する緊急冷害等対策事業に要する経費の財源として国が緊急冷害等対策交付金を交付するなどの措置を講じて、被害農業者の生活の安定と農家の再生産を確保することを目的としております。

第二は被害農業者、被害市町村の定義であります。

まず、被害農業者は、農業を主な業務とする者であつて、昭和五十五年六月から十二月までに収穫される農作物、畜産物及び繭の冷害等による損失額が、その者の平年における農業総収入額の百

分の十以上である旨を市町村長の認定を受けたものとし、被害市町村は、その区域内における被害農業者が二十人を超える市町村といたしました。

第三は、緊急冷害等対策事業の内容であります。

被害農業者の生活安定と農家の再生産の確保のため、被害農業者が緊急かつ臨時に、就労の機会を与えることを目的として、被害市町村が地域の事情に応じて将来の冷害防止に役立つ事業を創設し、被害農業者の技能、体力等の状況に照らして実施するものとします。この場合、被害農業者の現金収入を確保するために事業費のうち労力費の占める割合を百分の五十以上としました。

第四は、緊急冷害等対策事業の計画と承認であります。

まず、被害市町村はこの法律によつてこの事業を実施するときは、緊急冷害対策事業計画を定め、都道府県知事を經由して主務大臣に提出し、承認を受けなければならないこととしました。

次に、主務大臣は、承認の申請を受けたときに、当該市町村の区域内における被害農業者数及び当該区域の自然的、経済的条件を勘案して適当であると認められるときは、関係行政機関の長と協議して承認することとしました。なお、事業計画の変更についても準用することとしております。

第五は、緊急冷害等対策交付金についてであります。

国は被害市町村に対し、冷害等対策事業計画の実施に当たり、必要とする経費の財源として、当該経費の三分の二を下らない範囲内において交付金を交付することとしました。

第六は、起債の特例措置であります。

被害市町村が冷害等対策事業の実施に当たつて必要とする経費を、地方債をもって財源とすることとができるようにしたこととあります。なお、この地方債は資金事情が許す限り、国がその全額を引き受けるものとし、元利償還に要する経費は、地方交付税の基準財政需要に算入することとしております。

以上、この法律案の提案理由及びその内容について御説明申し上げます。

この法律案は、全国で冷害等のために、年間生活費はもとより、現金収入の道を断たれ、自家飯米すら持たない被害農業者のきわめて切実な要望にこたえ、その迅速な救済を期する法律案であることを御理解され、十分なる御審議の上、速やかに御可決されんことを切望いたします。

○田邊委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○田邊委員長 次に、内閣提出、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。亀岡農林水産大臣。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○亀岡国務大臣 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

この法律案は、厚生年金保険における年金額の引き上げに伴い、国家公務員共済組合法その他の共済組合法に準じて、年金の算定の基礎となる定額部分の額の引き上げ等を行うことにより、給付水準の引き上げを行うものとして、さきの通常国会に提出し審議未了となつた法律案と同一の内容でありまして、法律案の附則につきまして若干の条文の修正を行つております。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、年金の算定の基礎となる定額部分の額の引き上げであります。これは、通算退職年金の額の算定方式により算定することとされる退職年

万二千円から六十八万四千円に引き上げることと

準、それに伴う給与の水準が他の年金などに比べ

題が指摘をされておりますが、特に先ほど年金財

すか、そういったような年金財政上の指標に関する

る問題の御報告がありまして、非常に急速に財政的に厳しい、こういうお話であります。現実にはそういうことになっておると思いますが、問題はそういう問題が一体どこから出てきたのかという点とでありまして、年金財政の状況を見てみると、やはり整理資源というか、物価が上がつて当然給付が高くなつていかざるを得ない、こういうインフレ現象、そういうもののウェイトが非常に高いわけですね。そういう問題についてのいわゆる財政上の立て直しを、そういう立場でどこが持つていくべきか、こういう問題が大きな立場であらうかと私は思うわけであります。

最近どうも年金の財政が、いまおつしやつたような状態で非常に厳しくなつてきておるので、イコール掛金率にそれに伴つて大きくならざるを得ない、こういう声がだんだん高まつてきておる。もちろん掛金率も適正な掛金率というものは考えなければいけません、一方的に掛金に年金財政の悪化を転嫁していくということについては私どもとしては大きな問題でありますし、当委員会においてもいろいろ議論をし、政府当局も掛金については最小限の上昇にとどめなければいけない、こういう答弁を幾たびかしていらつしやるわけでありまして、いま年金の再計算期に入つて、これから年金財政の具体的な諸問題の整理がなされておると聞いておりますが、大体これはいつごろはつきりしていくのか、現在の程度の不足財源が考えられておるのか、掛金率は大体想定をしてどの程度になつていくのか、こういう点につきまして重ねてお知らせをいただきたいと思うのです。

○松浦(昭)政府委員 農林年金の財源率の再計算は、昭和五十四年度末の統計資料に基づきまして、組合員の加入、脱退の状況あるいは死亡率、余命年数、有遺族率あるいは昇給状況、さらには年金者の受給期間の変動等、計算の基礎となる数値を確定いたしました。昭和五十五年四月一日現在の給付内容を前提といたしまして将来の年金給付の額を推定し、これに必要な財源を計算するものであります。

しかしながら今回の計算は、昭和五十四年度の改正によりまして年金の支給開始年齢の引き上げがございましたし、また減額退職年金の受給年齢の制限であるとか、あるいは退職一時金制度の廃止あるいは通算退職年金制度の改善、脱退一時金制度の創設といったような、非常に多岐にわたる非常に複雑な計算を要する要素がございます。現在実は学識経験者でございますところの七人の方々で構成いたします農林年金財政研究会というものがございまして、ここで年金財政の諸問題を検討していただいているという状況でございます。ただいまのお尋ねでございますが、いつこれが具体的になるかということでございますが、必要財源率を確定するのは本年の十二月以降になるのではないかとこのように考えております。

次に、一体不足財源がどのくらいになつていくのかというお尋ねでございますが、不足財源は、いわゆる不足責任準備金と言われておりますものがそれに当たるわけでございまして、現行の財源率計算、これは四十九年度末の基準で計算いたしましたものでございますが、このときは八千五百十六億でございます。ところが、今回の再計算期の五十四年度末におきましては二兆二百四十五億円ということになっております。この不足責任準備金は、現行の財源率の計算の基礎によつて試算をいたしますと、これが約千分の百五、一〇五パーミルでございますが、程度となつております。先ほど申し上げましたように、現在、財政再計算につきましては、このような新基礎によりましてどのような数値になるかということと計算をいたしておりますので、いましばらく計算はまだ結果が出てこないということでお待ちを願いたいというふうに思います。

さらに、掛金率はどうかということのお尋ねでございますけれども、現行の総財源率、これは数理保険料率とそれから先ほど先生がおつしやいました整理財源率の合計値でございますけれども、これは前回の財政再計算の基礎になりました四十九年度末基準というのでは千分の百七十二・

四一でございます。五十年から五十四年度までの間に、先ほどもお話のように組合員の給与水準も改善されてきておりますし、また年金者の年金額の改善も逐次進んでまいつておりますので、これらを見込みますと、試算をいたしましたところによりまして、五十四年度末における総財源率はおおむね千分の二十程度の数値で増加するのではないかとこのように考えられます。これは先ほど申しましたように、まだ計算中でございまして確定的な数字ではございませんが、私どもが試算いたしますと、かような数字になります。これを掛金率に換算いたしますと、仮に総財源率の上昇分を現在採用している修正率、これは先生御案内のとおり七・五％でございますが、これで修正する等によりまして計算いたしますと、千分の二十には達しないというふうには思われますが、千分の十を相当程度上回るものであるというふうにご覧いただいております。

○田中(恒)委員 私も年金の財政研究会の資料を若干持つております。いまちよつと局長の方からお話がありましたが、私も多少計算をしてみますと、五十四年度末でも千分の十三程度のものになるようだし、今度の改正を入れると十五、十六、その辺が掛金率として出てくるような感じが、私の試算です。この際、修正積立方式で修正率七・五％、これで掛金率を多少カバーしておる節があるのですが、これをどうもいじつていくのではないかとこの話も聞くわけです。今回の掛金率の設定に当たつて、従来のこの方式をそのまま踏襲をしていくのか。あるいは金利差益の問題などについていろいろ内部的には検討されておる、しかし、その方向はとも掛金が逆に高くなる方向で作業が進められるのじやないかという不安を持っておるわけでありまして、そういう点についてこの際、ひとつ作業の状況をもう少し詳しくお知らせいただきたいと思います。

○松浦(昭)政府委員 まず第一点の修正積立方式に基づきますところの修正率をどうするかという問題でございますが、御案内のように、農林年金の財政方式は従来いわゆる平準保険料率方式というものをとつてまいりまして、前回の再計算期になりましたから初めて、財源率が非常に大幅に増高するという状態がございまして、その掛金率の急激な増高を避けるという一つの手段として、いわゆる修正率、二・五％相当を後代負担にするというようにいたしましたわけでございまして、必要財源率の修正を乗ずるということとは、現在の組合員の負担の急激な増高は避けられるということになるわけでありまして、その効果はございますが、他面、本来現在の組合員が掛金として負担すべきであるところの財源を後の世代の組合員に負担させるといふことになりまして、この修正の度合いを大きくすればするほど後代負担が過重になる。しかもそうなりますと世代間の公平の問題も生じますし、また将来の年金制度の健全な運営という点からも問題が生ずるのではないかとこのように考えている次第でございます。したがって、この修正率の採用につきましてはきわめて慎重な配慮、検討を要するといふふうに考えております。したがって、現在実施中の財源再計算の状況でございますが、この修正率をどうするかということは、ただいまのような考え方を前提にいたしますけれども、とにかく検討の一環といたしまして、現在先ほど申しました農林年金財政研究会で十分に御審議をいただいておりますので、その検討の結果も十分に要素として考えさせていただきます。そのあり方を最終的に判断したいというふうに考えている次第でございます。

○田中(恒)委員 問題は掛金であります。千分の十五程度に落ちつくようなお話がありました。現在国家公務員が千分の百三、地方公務員共済が千分の百四、厚生年金がこの間修正をされまして千分の百六程度ですか、私学共済は千分の百四ですか。そうすると、この農林年金というのは千分の百十台を上回つて百十五、これは大変な掛金の向上になると思います。こういう事態は何として

も避けていただかなければいけないと思ひますので、この年金財政のいまの検討の作業に当たつて、十分そういう面を配慮して進めていただきたいと思います。この点についてこの機会にお聞きをしておきたいと思ひます。

○松浦(昭)政府委員 先ほど御答弁を一つ落しましたのでつけ加えて申し上げますが、利差益の点でございます。利差益につきましては、積立金の運用につきましては基本的に五・五%以上の利回り確保を義務づけているという状態になっておりますけれども、実際の運用利益は五十四年度をたえて申しますと七・四五%ということで、いわゆる利差益が生じておるわけでございます。前二回の再計算では、掛金率を抑制するという目的から、あらかじめある程度までの利差益を見込んで掛金率を決定するという、ほかの年金では採用されない方策をとつてまいつたのでありますけれども、しかし今後年金財政の厳しさが深まってくる、あるいは将来積立金についても金利の変動等によりまして減少に向かうことが懸念されるといふようなことも考へてみますと、このような措置を続けることがいいのかどうかということにつきましても問題がございますので、きょうの点につきましても先ほど申し上げました研究会で十分に審議していただきたいというふうに思つております。その結果を踏まえてわれわれも結論を出したいと思つております。

それから、ただいま御指摘の、そのようなことで掛金率が相当に向上する可能性がある、したがつて、それを組合員の方々に負担をしていただくという点については相当問題があるのじやないかという非常に重要な問題の御指摘でございますが、この点につきましては私どももいたしまして、できるだけ組合員の負担が軽い状態で、しかも給付の内容が充実するということが望ましいわけでございます。しかしながら、やはり余り後世代にいろいろな負担をかけていくということも問題がございますし、またこのような給付の内容が充実されるならば、また給与の上昇ということが

あるならば、それに応じた負担もやはりしていつていただきたいということで、一番最初に大臣からお答えをいただきましたように、やはり組合員に負担すべきものは負担していただくということにつきましても御理解と御協力を求めていくという姿勢で臨みたいと思ひますが、一方におきまして、また国としても尽くすべき努力、特に掛金に對しますところの国庫の負担でございますが、給付に對する負担になっておりますけれども、これにつきましても、先生御案内のように五十六年度予算では、給付に對する一八%の負担を二〇%の負担ということで要求をいたしておりますし、さらに調整財源につきましても三%ということにしたいということで目下予算の要求をいたしております。これにつきましても最大の努力を払つていって、掛金の負担をできるだけ軽減していくという方向で努力いたしたいと思つておる次第でございます。

○田中(恒)委員 農林年金の今日のこの財政状況を克服していくためには、もう打開の道はきわめて単純でありまして、いわゆる国庫負担といふか、補助といふか、そういう財政援助をどうしていくか、現在の積立金を中心とする運用益をどれだけふやしていくか、そしてどうにもならぬという段階で最小限掛金がどれだけ上がるか、こういうことに尽きるところであります。

先ほど大臣は、ごあいさつ、所見の中で、掛金負担のバランスなどを考へなければいけない、こういう御発言もあつたわけであります。先ほど私が申し上げましたように、農林年金の掛金負担は非常に多くなる、こういう状況に立つておりますだけに、これまで本委員会、昭和四十年以来二〇%の財政補助、それから三%の財源調整費、こういうものについての委員会の年金法改正ごとの附帯決議が積み重ねられてきておるわけであります。事実は今日まだ実現をしておりません。先ほど局長がお話のように、来年度の予算の要求額の中にも農林省としては提出をしておるようでありまして、問題は、これが実現できるかどうか

かということにかゝるわけであります。農林大臣は、この農林年金の財政状態を処理するために、来年度の年金の国庫補助、財政負担についてどういうお考えでひとつ臨んでいただくか。私どもとしては、たゞ重なる問題であります。予算の編成期にも入つておりますので、この際、ひとつ大臣のきちんとしたお答えをいただきたいと思います。

○農岡國務大臣 農林年金の補助率の引き上げにつきましても、ただいま御指摘のありましたとおり、当委員会からも、また関係団体からもたびたび要請をされてきておるところでございます。私も十分承知をいたしておるところでございます。農林水産省といたしまして、来年度の予算編成の際にできるだけ努力をいたしたい、こう考へておるわけでございます。

振り返つてみますと、五十四年度予算においても財源調整費について改善を図つてきたところでありまして、五十五年度も一・八二%というふうになつております。しかしながら、国庫補助率につきましても、公的年金給付に對する補助率が、従来から各年金制度の給付内容に応じて全体としての均衡に配慮して設けられてきたという関係から、五十五年度も実現に至らなかつたことも、実は承知をいたしておるわけでございます。私としては、多額の負担を要するわけであります。五十六年度予算要求に当たりましては、定率補助に對しては一八%を二〇%に、財源調整費補助につきましても一・八二%相当額を三%相当額に引き上げることを目標にいたしまして概算要求をいたしておるところでございますので、これの実現のためには最大の努力をしてまいりたい、こういう腹づもりでおる次第でございます。

○田中(恒)委員 最大の努力をしてみたいということではあります。ひとつこれは腰を据えてかかつてもらいたいと思ふのです。具体的に予算折衝に入ると、一度、二度担当部長から局長交渉、それから政治折衝に入るわけであります。大臣、いま大蔵省に出しておりますこの年金の予算、こ

れはひとつ大臣折衝の最終段階まで粘つてもらうかどうか、この点どうですか。

○農岡國務大臣 もちろんここで私が申し上げた以上は、私が責任を持つて実現に努力をするということでございますので、その点御理解をいただきたいと思います。

○田中(恒)委員 大蔵省来ておると思ひますが、私も、これは農林大臣に申し上げた後で大蔵省というのもあるべきけれども、毎年農林年金の問題について同じ意見を繰り返してきておるわけでありまして、私どもこの委員会ではこれほど同じ表現の附帯決議を重ねたことはないと思ふのです。この問題について、細かいことを言ひ出したらいろいろありますけれども、時間的余裕もありませんが、いづれまためぐりめぐるとき議論させてもらえればいたしますけれども、大蔵省も何とかがとしたりこの問題について処理をきちんとしていただきたと思うのですが、大蔵省当局どうですか。

○安原説明員 ただいままで年金財政をめぐりまして御議論がございました。その御議論を通じて明らかになつてまいつておりますように、公的年金制度につきましても大変厳しい状況にあります。これからはますますその厳しさが増していくものとわれわれも考へております。御案内のとおり、今後高齢化が急速に進展いたしますし、逐年年金の制度の成熟化が進行していくという状況で、給付費が相当のテンポで増大してまいります。当然のことながらこれを保険料財源、一般租税財源でもつて賄つていかなければならぬわけでございます。何らかの形でそういう費用負担が増大していくということは避けられないわけでございます。

そこで、年金制度全体の問題といたしまして、給付につきましても重点化を図るとあるいは適正化を図る点があれば図つていかなければならぬ。これを賄う費用負担につきましても、その間の財源のバランスとかあるいはそれぞれの費用負担の公平化というものを考へていかなければなら

ない。その上で中長期の観点に立ちまして、その費用負担のバランス、特に先ほども出ましたように世代間の負担の公平ということに十分留意しながら考えていかなければならない。そういうことで、今後それぞれの年金制度につきまして、高齢化社会にたえ得るような制度にしていく見地から十分な点検が必要であると考えております。

そこで、年金に対する国庫負担の問題でございますが、年金は社会保険システムということで運営されておりますので、あくまで御案内のとおり、保険料財源でもって相互連帯という原則に立つて給付を賄っていただくというのがもう基本でございます。国庫負担はそれを補完するというところで、行っているものであるという点を御理解いただきたいと思ひます。それから、全体としてわが国の公的年金に対する国庫負担の水準というのは、国際的にもかなり高い水準にあるということも御理解いただきたいと思います。

ただいま毎年度国庫負担の引き上げをしておるではないかという御指摘でございますが、御承知のとおりそういう各種公的年金に対する国庫負担というのは、それぞれの制度の給付内容あるいはそれぞれの被保険者グループのサイトを、諸般の事情を総合勘案いたしましてバランスのとれた形で設定しているわけでございまして、現在そういうことで農林共済年金の場合一八%という定率負担になっております。全体としてのバランスというものがございまして、このバランスを崩すような国庫負担の変更ということは困難であるというぐあいに財政当局としては考えております。

御要望は承知いたしておりますが、別途財源調整費というものを設けましてその増額には努力いたしておりますのでございまして、五十五年度におきましても、厳しい財政事情のもとで、定率負担のほか財源調整費として農林共済の場合十三億九千六百万円を計上させていただいておりますのでございまして、こういうことで御理解を賜りたいと思ひます。

○田中(恒)委員 大蔵省の言い分については余り

理解できないのです。いろいろ社会保険なり年金制度の問題について、諸外国との比較などについても、資料など大蔵省の出しているものとわれわれ持っておるものとやはり多少食い違いもありまして、社会保障全体は、私どもは日本の場合先進国に比べてまだ非常におくれておる、こういう見方をしております。国庫財政の負担などについてもでありますし、特に被保険者の負担率というのは各国と比べて非常に高い、こういう考えに立つておりますので、やはりこれはそういう単年度で処理できる問題ではありませぬけれども、方向としてはやはりアメリカなりイギリスなり、あるいはスウェーデンなどは特別であります。そういう方向に向かつてやはり努力をしていくということが、何といったってこれからの福祉国家の本だと思ひます。やはり年金の問題につきましては、農林関係では一つの大きな社会保障制度、農林漁業団体職員に対する将来の大きな支えになっておるのでありますから、われわれとしてはいまままで主張してまいりました方向で、特に当委員会と野党率いて決めることでありますから、ぜひ大臣、ことしの予算折衝に当たって、先ほど来お話ありましたけれども、最終的にひとつ財政当局に粘りに粘っていただいて、農林省はもう二〇%、三%というのを示しておるわけですから、これをこしは何としても実現してもらおう、そういう形で努力をしていただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

次に、年金の改正点について二、三御質問をいたします。

最低保障額は本来一本のものでなければならぬはずであります。今回の改正案によりますと旧法年金には適用されない、こういうことになっておるわけでありまして、これは今後どういうふうにお考えになっておるのか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○松浦(昭)政府委員 農林年金の最低保障額は、御案内のように新法の適用者、これは昭和三十九年十月以降の退職者でございますが、それと旧法の適用者、これはそれ以前の退職者との間で扱いに差異がございまして、たとえば旧法の適用者につきましては、六十五歳未満の者あるいは組合員期間が二十年未満の者というふうな方々をとりまして、新法適用者より旧法適用者の方が平均して二、三%ぐらい格差が生じているというのは事実でございます。

これにつきましては、やはり基本的なことを申し上げますと、共済年金制度共通の原則といたしまして、年金額の算定は常にその給付の事由が生じた時点における制度によるという考え方をとっておりますので、その意味で申し上げますと、やはり恩給制度に準じて給付が定められておりますところの旧法年金者、これに對しまして制度的に新法年金の水準というものを保障するということは非常にむづかしい問題だというふうに考えます。しかしながら、先生御指摘のように、この新法と旧法の格差につきましては、やはり是正をしていくということが必要であるというふうな考えでございまして、年々その改善を図ってきたわけでございますが、このような最低保障額と絶対最低保障額の格差の是正に努めましたために、特に一家の支柱を失われました方に対する中心的年金であるところの遺族年金については、従来の年齢等による扱いの区分、これは六十歳以上の者と六十歳未満の者の妻とその他というぐあいに区分を設けておりましたが、これを撤廃したり、あるいは組合員期間の長短に応じて三段階の区分にいたして、さらに九年未満の者の区分を撤廃するといったような諸措置を講じまして、漸次改善をしてきたところでございます。

五十五年度につきましても絶対最低保障額は引き上げてございまして、その結果、たとえば非常に高齢の方でございまして六十五歳以上の方の退職年金をとてみると、絶対最低保障額、これは六月改定の水準でございまして、新法の最低保障額、これも同じく六月の改定でございまして、むしろ絶対最低保障額、つまり旧法の適用者の方が一万六千円ほど上回るといふ状態まで実は改善をいたしてきておるわけでございまして、絶対最低保障額の引き上げについては、原則はやはり守らざるを得ませんが、今後とも努力をして、結果として旧法の年金者の最低水準の改定が実現できますように努力をいたしてまいりたいと考えている次第でございます。

○田中(恒)委員 新法、旧法の間の取り扱いには非常にちがひがなくなつておるわけでありまして、前国会で改正をした遺族年金に付加される寡婦加算については、逆に新法年金に適用されないということになっておるわけですね。こういう新旧で、ある事項については旧法のみになつたり新法のみになつたり、こういうことになつて非常に複雑であります。年金というのは、やはり掛金を出しているのが本来の姿だと思ひますけれども、農林年金は、新旧のそういう差違當時の時点の切りかえの関係などがあつて非常に矛盾した問題がたくさんあるわけですね。この遺族年金も、これは五〇%ですけれども、最低八割くらいまで見てもらいたい、こういうことを私どもも言ひ続けておるわけですが、寡婦加算などについても、新法関係者にもこれを適用するようなことをしたらどうかと思ひますけれども、これはできぬのですか。

○松浦(昭)政府委員 ただいま先生御指摘のとおり、今回の改正案では、いわゆる新法による遺族年金に係るところの寡婦加算の額及び扶養加算の額の引き上げについてはこれを見送ることにいたしております。

この理由を申し上げますと、寡婦加算の額を大幅に引き上げるといふことになりまして、どうしても遺族年金全体としての水準が問題になりますし、また寡婦以外の方、たとえば父母の方とか、こういう方々に係る遺族年金とのバランスの問題もございまして、さらに直接の問題として、このような改正をいたさなかつたことの理由といたしましては、寡婦加算額の引き上げについて、厚生年金において、

障額、つまり旧法の適用者の方が一万六千円ほど上回るといふ状態まで実は改善をいたしてきておるわけでございまして、絶対最低保障額の引き上げについては、原則はやはり守らざるを得ませんが、今後とも努力をして、結果として旧法の年金者の最低水準の改定が実現できますように努力をいたしてまいりたいと考えている次第でございます。

先生も御承知のいわゆる子なし若妻の問題があつたわけでございます。子なし若妻については、四十歳未満の妻でございますけれども、この遺族年金の取り扱いについて厚生年金の場合には給付の権利を与えないという状態であつておりました。このような問題は果たして妥当であるかどうかということが実は問題になりました。国家公務員共済につきましては、去る三月二十五日に国家公務員の共済組合の審議会から、四十歳未満のいわゆる子なし若妻に対して遺族年金を支給しないこととし寡婦加算の大幅な引上げを図ることについては、多くの問題を含んでいるので将来の遺族年金のあり方ともあわせ十分検討の上、なるべく速やかに成案をうることとされたい。という旨の答申が行われております。このために、厚生年金法の改正案において寡婦加算の額あるいは扶養加算の額が大幅に引き上げられておりますこと、あるいは旧法適用者についてはすでに寡婦加算の大幅な引き上げが行われているといったような状態がございまして、先生御指摘のようないわゆる不均衡が生じていることは事実でございますが、このような厚生年金制度の大幅な引き上げを行っていく、これを共済年金の方にもどう組み入れていくかということについては、ただいま申し上げましたような問題が多々ございしますので、私も関係各省庁とも十分協議いたし、また関係の審議会、研究会等の御意見も拝聴しつつさらに検討を続けまして、できるだけ速やかにこの問題についての解決案を出したいと考えておる次第でございます。

そういう点を十分検討していただいて、また必要な改正なり方策を打ち立てていただきたいと思ひます。

時間が来たということですが、最後に、農林漁業団体における定年制の問題、これは年金の支給と絡んで、御承知のように六十歳支給という方向に年金の方が先行してしまっているわけでありまして、現実はまだそういう形になっておりません。部分的には労使間の話し合いでだんだん定年延長の方向に向いておると聞いておりますが、農林省としてもこの問題についてももう少し強力に行政指導を展開すべきじゃないかと思うのであります。どういう状態になっておるのか、どういふふうにはこれは取り組まれるのか、この際、お聞きをしておきたいと思ひます。

○松浦(昭)政府委員 各農林年金に加入しておられる団体の定年につきましては、最近の状況を見ますとかなり延長の方向に向かつていることは事実でございます。私ももといたしましては、特に先般いわゆる支給年齢の開始の時点を引き上げたということもございまして、つまり五十五歳から六十歳への経過的な引き上げということをお願いいたしまして、法案を通していただいたという経過もございまして、できるだけ定年の延長の方向をとっていただきたいと考えておる次第でございます。ただ、これはあくまでも基本的には労使間の問題でございますけれども、しかし、行政庁といたしましても、このような定年の引き上げの方向につきましてさらにこれに指導を加えていくことは当然必要であると考えて、実は昨年すでに私もともいたしまして、局長名で定年の引き上げにつきましての指導を各団体に対していたしておるという状況でございます。今後とも労働関係の各省とも十分に協議いたしまして、支給年齢の引き上げに伴いました定年制の施行、さらに定年の延長関係についての指導は強力に進めてまいりたいと考えておる次第でございます。

な状況になつていないのじゃないかと私思ひます。定年の問題は、ある面では労使間の問題でもありますが、しかし農林省は農協の合併などについては相当強力な行政指導をやつてゐる。極端に言えば、いやがつてゐるのも持つていくという熱心なところも部分的にはあるものであります。こういう問題も年金の支給の額と絡んでおるわけでありまして、側面的に相当強く重ねて要請をしていただいて、農林団体の経営者などもそれらについての合意を得るよう努力をしていただきたいと思ひます。

○松浦(昭)政府委員 今回の改正に当たりまして、いわゆる通算年金方式によります年金額の算定についての改正をいたしておるわけでございまして、この点は、年金額の算定に当たりまして、いわゆる定額部分と報酬比例部分との二つを合算して、これをもちまして年金の額としてゐることは先生御承知のとおりでございます。これは在職時の給与格差がそのまゝ年金給付の水準に反映するというところで、できるだけ補正いたしまして、給付水準が低い方につきましても一定の水準の年金給付を保障しようという考え方でございます。いわゆる厚生年金が採用している方法を私も採用しているわけでございます。

○田中(恒)委員 通算退職年金方式の関係とかあるいは厚生年金で配偶者の扶養加算が今度引き上げられました。共済組合の場合これは全部見送ることになつてゐるようですが、こういう問題などがたくさんいろいろ具体的にはございまして、最近厚生年金も非常によくなつて、農林漁業団体などで、場合によつては非常に賃金水準の低いところは厚生年金の方が実質的には有利だという状況すらあらわれ始めてきておるわけでありまして、

○田中(恒)委員 通達を出されたことも承知しておりますが、行政官庁としての立場で、余り十分

国民の平均寿命が年々延びておるわけであります。今日わが国は世界においても有数の長寿国と言われているわけであります。したがいましめて、老後をいかに安心して生活できるかということが大きな課題であるわけであります。こういう要求が年金受給者だけではなくて、すべてひとしく国民の願ひとしていま浮かび上がつてゐるわけでありまして、これはお年寄りも若い者も含めての共通の願ひであります。したがいまして毎回の年金、特に農林年金等が議題になつて、そしてなおかつこの質問をしなければならぬといふのは、改定されないがゆゑに要求が出されてゐるわけでありまして、こういうわけで、時間の関係もございまして、私はほんの少しばかりの大きな項目だけを質問させていただきますと思ひます。

○吉浦委員 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案についてお尋ねをいたしまして、

このように、われわれの制度ではいわゆる報酬比例だけの共済方式と、それから定額部分も入れた通算年金方式のいずれか高い方を採用できるように、昭和四十九年の法改正からこれを実施しているわけでございまして、このような経緯がございまして、実は定額部分の単価につきましては従来から厚生年金のそれを採用するということになつておりました。通常の場合でございまして、厚生年金が物価スライドで直してまいりました場合にはそれに準ずることになつてまいりますが、今回は厚生年金の方が財政計算を行いまして給付水準について見直しを行つて、その定額部分の単価を決めてまいりましたために、例年の物価スライドによらないでその引き上げを行うというようにいたしましたものでございまして、

○田中(恒)委員 通達を出されたことも承知しておりますが、行政官庁としての立場で、余り十分

○吉浦委員 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案についてお尋ねをいたしまして、

○田中(恒)委員 通達を出されたことも承知しておりますが、行政官庁としての立場で、余り十分

ただ、一言内容を申しますと、厚生省の説明をわれわれ聞いたわけでございますが、年金額の水準といまして、従来同様に直近男子の平均標準報酬の六〇〇程度を確保するという考え方を基本にいたしまして、基本年金額における定額部分と比例報酬部分の割合はおおむね五〇、五〇というところで計算をいたしました関係上、定額部分の単価が二千五百円ということになっておりまして、もしも物価スライドによりまして場合によりも若干低い状態になっているということでございます。

○吉浦委員 定額部分の額は政令によって物価スライドが適用されることになっているわけでございますので、十分この点を考慮して今後ともまた努力をしていただきたいと思いますわけでございます。

さらに、先ほど社会党の先生からも質問ございましたが、この通算退職年金の方式というものが新法年金者のみに適用されておるわけでありまして、この低額年金者の多い旧法年金者の適用というものをなぜなさらないのか、党を代表してでございますので、明快にお答えを願いたいと思っております。

○松浦(昭)政府委員 いわゆる通算退職年金方式は、先ほど御説明いたしました、厚生年金に準じまして定額部分と比例報酬部分とをあわせ持つ年金額の算定方式でございます。この方式は昭和四十八年当時でございますけれども厚生年金におきまして定額部分の大幅な増額がございまして、このために給付水準が相当引き上がったわけでございますが、これによりまして、共済年金で給付水準の低いものにつきましては、その年金額がむしろ厚生年金の給付に比べて低くなるという状態があらわれましたためにこのような改正をいたしまして、昭和四十九年から厚生年金に準じまして新たに導入いたしましたものでございます。そこで、この措置は従来に比べて給付水準の低いものについては相当の給付改善になるということになりまして、旧法の年金者は掛金負担を当時行

っておりません状態にございます。したがって、いわゆる旧法年金者に比べてより高い掛金負担を行っている新法年金者だけに限って適用することにはいたしていただくわけでございます。

○吉浦委員 農林年金の場合に従来ほかの制度と比べてみますと最低保障額の適用者が多いとされてきておりますが、昭和四十九年度の制度改正で低額年金の改善を図るために導入されましたいわゆる通算退職年金による算定方式によりまして最低保障額適用者数が減少の傾向にありますけれども、昭和五十四年度末においては全受給者に対する最低保障額適用者が、まだその割合が二・二％の比重を占めているわけでありまして、そのうち遺族年金者が該当者の五九・二％の多きに達しているわけでありまして、このように、大部分が新法適用の年金者でありまして、旧法年金者では退職年金で百四十二人、障害年金で百四人、遺族年金で千八百八十四人と、その適用者数はきわめて少ないわけでありまして、このように新旧格差の解消が問題とされているが、絶対最低保障額については、恩給が近年著しく社会保障的性格を強めていることでもありますので、政府は今後ともこの方向で改善をしてもらいたい、こういうふうには思いますが、どのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○松浦(昭)政府委員 最低保障額の適用者はただいま先生御指摘のとおりでございます。五十四年度末現在の年金受給者総数が八万六千八百五十三人でございますが、このうち一万八千四百三十三人で、二・二％ということになっております。このうちで新法の年金の受給者でございますが、これは年金受給者が八万五千七十八人でございます。このうちの一万七千三百人でございまして二・〇％になっており、近年減少傾向にありますが、旧法の方は年金受給者が千七百七十五人、そのうちで千四百三十人というのが絶対最低保障額の適用者でございます。これが八〇・六％という状態になっております。これは年々増加する傾向にございます。

そこで、お尋ねのように確かに絶対最低保障額の適用者はかなり数も少なくなっているわけだから、新法と旧法の適用者の間でできるだけその差をなくするようにという御趣旨の御質問であらうと思ひます。この点につきましては、私どもも現在の状況を調べてみますと、確かに六十五歳未満の者であるとかあるいは組合員期間が二十年未満の者につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように二・三％程度の格差があることは事実でございます。しかし、やはり基本的に申しまして、年金額の算定というものはその給付の事由が生じたときということによりまして、その時点の制度によるというのが原則でございます。これを完全に一致させてしまふ、つまり新旧の差をなくしてしまふということは理論的にはむづかしい問題であるというふうに思ひます。しかしながら、われわれとしましては、できるだけ実質的にこの新旧の格差をなくするように年々改善を図つてきたわけでございまして、先ほど御答弁申し上げましたようないろいろな改善を加えておりますし、また本年につきましても、昭和五十五年で絶対最低保障額の引き上げをいたしまして、たとえばお年寄りの六十五歳以上の退職年金につきましても、実は絶対最低保障額、つまり旧法に適用されます絶対最低保障額が新法の最低保障額よりも一万六千円ほど高くなつているところまで改善してまいりました。今後とも絶対最低保障額の引き上げにつきましては努力をいたしまして、できるだけ実質的にこの格差がなくなつていくように、縮小するように努力をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○吉浦委員 遺族年金制度の改善についてお尋ねをいたします。給付水準が国際的に見てもどの点から見しても低いことは、これは当然だろうと思ひます。支給率の改善を含めて再検討が求められておるときでありますけれども、こういう点はどのようにお考えなのか。わが国で支給率の引き上げという方法をとらずに、これにかわつて昭和五十一年

度以来、遺族年金者の生活実態に目を向けられまして、寡婦については一定額の加算をされ、これらの者に実質的な年金のかき上げを行う方法をとられることになっております。社会保障制度審議会の同改正案に対する答申では「各方面から求められてきた遺族年金の改善は緊急を要するものと認められる。遺族年金の改善は、本来給付率の引き上げによって対処すべきものであり、加給年金の引き上げに要する財源があれば、給付率を六割に引き上げることは可能なはずである。」という、こういう答申をしておるわけでありまして、加給年金の大幅引き上げに消極的であるばかりでなく、むしろ遺族年金の支給率を改正していく方針が望ましいとの考え方が示されているわけでありまして、農林年金も、わが国の年金制度の体系の中で遺族年金の給付水準のあるべき姿というものは、支給率の改善の方向はどうであるべきかという点でどのようなお考えをお持ちであるか、お尋ねをいたします。

○松浦(昭)政府委員 現在の遺族年金の支給率は現在五〇％というのが基本になっておるわけでございます。諸外国はこれより高い支給率を持っているところもございまして、また、先生がただいま読み上げられました厚生年金におきましてこの遺族年金制度につきましても、それに関連いたしまして制度審議会の方でそのような御答申をなさつておられるということもよく存じております。ただ、私どもといたしましては、これは厚生年金における遺族年金制度に関する御答申でございますので、農林年金の所管省としての農林水産省といたしましては、この御意見に対して直接に所見を述べるといふ立場にはございせん。しかしながら、われわれの基本的な考え方を申し述べますと、遺族年金の支給率を五〇％よりも高い水準に決めていくということにつきましては、一つは支給率の引き上げによりまして相当程度の財源を要するといふ問題点もございまして、それから遺族年金は、やはり遺族たる寡婦の年齢であるとか、たとえば非常にお年寄りの寡婦の方に

対しては手厚くしなければいけないのではないかと
いうこととか、あるいはお子さんがある主婦の方
に對しましては、やはり手厚い支給をするとい
うことが必要ではないかということ、特にそう
いう配慮をいたしながら、老齢の寡婦とかある
は、お子さんのある寡婦の方に對して手厚く寡婦加
算というように、遺族年金の実質的な高さと
いうものを決めていくわけにございまして、ま
た、支給率の引き上げそのものにつきまして、こ
れを五〇以上に上げていくというようにござい
ます。場合によっては、各省間で、やはり制度共通の問題
でもございまして、その合意というものが必
要でございまして、現段階ではこの五〇%の率を
さらに引き上げるといふことは考えておりませ
ん。しかしながら、先生ただいま御指摘のよう
なことで、近年支給率の引き上げにつきましては
なり要請が強いということも私も承知いたして
おります。また寡婦加算の額の大幅な引き上げ
というところ、寡婦の方には確かに手
厚いけれども、それ以外の方とのバランスを失
うという問題もあるかというふうに思っています。
そういう配慮も必要であるかというふうに考え
まして、このようないふことも考えまして、今後共済
関係各省とも関係の審議会等の御意見なども十
分に拝聴いたしまして、この問題につきましては
さらに検討いたしたいというふうな考えておりま
す。

○吉浦委員 いまも答弁がございしましたけれど
も、この改正におきまして、旧法の年金者に対し
ては厚生年金の寡婦加算の引き上げを受けてお
る、恩給や共済制度においても寡婦加算額が大幅
に引き上げられる措置がとられておる。これに對
して、新法年金者への対応はどうするか問題で
ございまして、共済年金制度においては、寡婦
加算の大幅な引き上げを図ることについては、
多くの問題があるとして、今回の改正では取り上
げられずに、従来の額に据え置かれておるわけ
であります。経過的にせよ、旧法年金者のみの対応
では、新法年金者とのバランスがとれないことと
なるばかりか、厚生年金との関係でのひずみが生
ずることになるわけでありまして、今回の改正で
これを見送った理由というものと、また今後の対
策というものについてお尋ねをいたします。

○松浦(昭)政府委員 いわゆる新法によりまして
この遺族年金に係る寡婦加算の額につきまして
は、今回の法案でもその引き上げを見送ること
をいたしましたことは、先生ただいまの御指摘の
とおりでございます。その理由は何かというお尋
ねでございますが、これは寡婦加算の額を大幅に引
き上げたことに伴う、遺族年金全体としてこれ
のような水準に設定するかという問題につきま
しては、さらに引き続き検討を要するというこ
ともございまして、また寡婦以外の方々に対する遺
族年金とのバランスということも考えなければな
らないということも検討の一つの材料でございま
した。ただ、直接の原因になりましたことは、実
は先ほど御答弁申し上げましたように、厚生年
金におけるいわゆる子なし若妻、四十歳未満の妻
に対する遺族年金上の扱いにつきまして、これは
給付の権利を与えないというように改正が厚生年
金の方に行われました結果、国家公務員共済にお
きましては、やはりこのように四十歳未満の子の
ない妻に遺族年金を支給しない、寡婦についての
加算を大幅に引き上げるといふことについては、
かなり多くの問題を含んでいるのではないかと、し
たがって今後十分検討するようになっていること
が、審議会の御結論でございました。そこで、私ども
も、このような審議会の御答申も踏まえまして、
やはり今後十分にこれは検討しなければならぬ問
題ということとして考えておるわけにございませ
う。ただ、先生の御指摘のように厚生年金との間のバ
ランスも失われている、また旧法の適用者と新法の
適用者との間のバランス関係も問題があるという
こともよく承知しておりますので、この点につ
きましては、共済関係各省とも十分に討議もい
たしまして、審議会等の御意見も拝聴し、できる
だけ速やかに結論を出したいというふうな考えて
おります。

○吉浦委員 農林年金加入団体の年金支給開始年
齢の引き上げ措置についてのお尋ねをいたしま
す。

農協、県中央会、全国連の労務管理担当責任者
をもつて構成するところの労務管理研究会が設け
られておりますが、その中で「高齢化社会におけ
る農協労務管理のあり方」を取りまとめまして、
農協の対応方針を示されております。この中にお
きまして、定年年齢について、

定年年齢については、今日社会的に六十歳定
年が広く要請されており、また、農林年金の支
給開始年齢が引き上げられる事情をも考慮し
て、農協における定年年齢は、今後は六十歳を
目標とし、具体的には段階的な措置を講じなが
ら延長していくことが望ましい。また、定年延
長の前提条件となる関連諸制度の整備ができな
い等の理由により、当面、定年を延長しない農
協にあつては再雇用または勤務延長により雇用
期間を延長するようにする。

との方針を示しておりますが、この点につ
いてどのように考えておられるかをお尋ねいたし
ます。

○松浦(昭)政府委員 農林漁業団体の定年年齢の
動向につきましては、昭和四十九年八月現在にお
いては定年年齢五十六歳以上と定めている団体が
五八・三%でございましたが、五十四年の八月に
は六六・二%というところで、漸次実質的には定年
の年齢は延長されてきているという状況にござい
ます。しかしながら、近年このような定年年齢の
延長という方向もありますし、さらに加えて
昨年末、農林年金制度の改正によりまして支給開
始年齢の引き上げの措置が講じられたこともござ
いまして、定年年齢の引き上げの要請は今後さら
に強まってくるというふうにも考えており
ます。また、それを受けまして、ただいまお読み
になりました方向というものも出てまいりましたの
ではないかというふうな考えております。

そこで農林水産省といたしましては、先般都道
府県知事にあてまして通達を出しまして、定年年

齢の延長の方向に即した対応策をとっていくよう
にということ指導をいたしたわけにございませ
うが、引き続き農業協同組合におけるあるいはそ
他の加入団体における雇用関係の見直し、改善の
一環といたしまして、定年年齢の延長等につきま
して適切な指導を進めていくということを考えて
まいりたいと思っております。

また、これは単に農林水産省だけでは解決いた
しません問題でございまして、労働行政との連携
ということも必要でございまして、さらに基本的
には、やはり定年の延長というのを行いますには、
農協の経営基盤の強化充実あるいは給与体系の改
善といったような諸般の条件整備ということも必
要であるというふうな考えてございまして、先ほど
先生御指摘の再雇用関係ということも含めまし
て、われわれとしては今後の指導充実にも努めてま
いりたいというふうな考えている次第でございま
す。

○吉浦委員 農林年金の財政の健全化の問題につ
いてお尋ねをいたしますが、年金財政の健全化問
題についての悩みというものは、今日では多かれ
少なかれ、どの制度においても共通のものだろう
と思っております。

と申しますのは、わが国の人口の急速な高齢化
に比例して年金受給者が急増している。これが数
次にわたる制度改善や組合員のベースアップとも
相まって年金の給付費の増大をもたらしております
が、今日では年金の支給財源の確保が制度維持
の大きな問題となつておるわけでありませう。農林年
金も例にたがわず多くの不足財源が累積して、所
要財源率のうち整理資源率が急増するなど、その
財政事情はきわめて厳しいものとされてお
ります。特に農林年金においては昭和五十四年度
末ですでに二兆円を超える不足財源が生じてお
ると言われておりますが、この不足財源についてど
のような善後策を講じておられるか、簡単に結構
でございまして、お答え願いたい。

○松浦(昭)政府委員 不足財源対策といたしまし
て、農林年金の財政を長期にわたって維持してい

くということであるが、年金給付の充当額についての取り組みというものが非常に重要でございまして、この観点からいましては、一つは世代間の負担の公平をどうしていくかという問題がございまして、それから第二は、不足額につきましても、その補填の方法、つまり掛金あるいは国庫補助の引き上げ、さらには給付の調整といったような問題がございまして、この問題は非常に長期に及ぶ問題でございまして、何分にも財政をどのように健全化していくかということも非常に関連するところでございまして、基本的には年金の負担のあり方が一番大きな問題であろうかと思ひます。

このように観点から、農林年金の不足財源の対策ということで当面考えられますことは、掛金の負担をどうするかということでございますが、これにつきましても、先ほどから大臣も御答弁のように、負担すべきものはやはり負担していただくというところで十分に御理解も求めなければならぬわけでございまして、一方においては、財政の問題として各制度間の均衡も踏まえながら、掛金負担をできるだけ軽減することも考えていかなければならぬというふうに考えているわけでございまして。

○吉浦委員 このために農林年金は、他の制度に比べて成熟度が低いにもかかわらず財政状態が悪いと言われておるわけでございまして、そのことは社会保障制度審議会からも、「農林年金は、その構造からみて、財政基盤に問題があり、将来の財政について確たる見通しをたてて、これに臨む計画を策定することが必要である」としばしば指摘を受けているところでもあります。これに基づいて政府、農林年金当局がどのような対応策を立て、また将来どのような見通しを持っておられるか、お尋ねをいたします。

○松浦(昭)政府委員 農林年金の総給付額は近年著しく増大いたしております、先生も御指摘のような人口の老齢化あるいは成熟度の深化といったようなことで、その内容というものがかなり急速に悪化していくということが予想されるわけでございまして。このために今後の年金財政収支の改善ということには積極的に進めていかなければならぬという状態でございますが、昨年お願いいたしました支給開始年齢の引き上げという措置もその一環として行われたものでございまして。

また掛金負担の面というものが一つの重要なポイントになるわけでございまして、現在年金当局が検討をいたしておりますのも、財源再計算の時期に一体どのような処理をしていくかということが非常に重要なポイントになってまいりました。このために一部後世代に負担を送つておることもやっておりますけれども、これを今後どのように一体処理していくかということも非常に重要なポイントになると思ひます。しかし、いろいろなことを考えてみまして財源再計算をやつてみましても、やはり先ほどから御答弁申し上げておりますように、組合員の方々に對しましてはかなりの掛金の引き上げをせざるを得ないというふうに考えておるわけでございまして、その点につきましても御理解と御協力を求めまして、負担すべきものは負担していただくということでございまして。しかしながら、一方におきまして国庫の助成の充実ということも十分にその要請を承つておるところでございます。

このように、先ほどから大臣の御決意のほどを御答弁申し上げておるとおりでございますが、本年の予算には、先ほど申し上げましたように定率補助につきましては一・八％を二〇％、財源調整費補助につきましては一・八二％を三％に引き上げるべく最大限の努力をいたしたいというふうに考えておる次第でございまして。

○吉浦委員 最後でございまして、全国農協中央会を中心に農林漁業団体の役員員の資質の向上を図り、農林漁業の振興に寄与するために昭和五十四年度から実施されてきた農協等相互扶助事業を今後とも充実していく必要があると思ひます。政府はこれをどのように考えておられますか、簡単に結構でございましてのでお答え願ひたい。

○松浦(昭)政府委員 全国農協中央会におきましては、かねてから農協の役員員の福祉の充実だとかあるいは地位の安定、資質の向上を図るということを目的にいたしまして、教育研修あるいは就業条件、福利厚生事業、これらの整備に係る経営条件の安定ということにつきましても調査研究指導を行うということで相互扶助事業を実施しております。また、この事業をより充実させるあるいは円滑な運営を可能にするために、五十四年度以降国が助成措置を行つておりました、五十四年度以降は二億六千五百万円という相互扶助事業に対する助成を行つております。全国農協中央会におきましては、この相互扶助事業に対する国庫補助を契機といたしまして、関係団体から資金の拠出を受け、この事業内容の充実を図ることとし、この一環といたしまして農林年金に対する助成も行つておるということになっておりました。五十四年度も実は三億円の予定で助成を行つておるといふ状態でございます。これは農林年金の財政の健全化に寄与しているというふうに私も考えております。したがって、本事業は農協等関係団体及び農林年金制度の健全な発展の上に重要な役割を果たしていると思ひますので、今後ともこの充実には努めてまいりたいと思ひます。

○吉浦委員 時間でありまして、終わります。

○田邊委員 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして御質問を申し上げます。

○神田委員 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして御質問を申し上げます。

まず最初に、年金関係におきまして、この年金制度の改正の一つの大きな根幹となつておりますのは、いわゆる老齢化に對する、そういう意味もあるわけでございまして、そのことにつきまして、現在わが国においては総人口に占める六十五歳以上の者の割合が急速に高まつてきておりました。十年後には一・一％、二十年後には一・四％、欧米諸国並みの水準に達して、昭和九十年には一・八％以上という高齢化社会への移行が進行しているわけ

であります。このため年金制度の成熟化が急速に進行するものと考へておりますけれども、こうした状況を踏まえて、今後年金制度においてはどのような対応をしていくつもりなのか、特に農林大臣から御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○農岡國務大臣 御指摘のとおり各年金の制度共通いたしておる問題でございまして、人口構成の高齢化、年金制度の成熟化などに伴ひまして年金給付費が急増してまいり、これに對する費用負担額の相当大幅な増大は避けたいというふうに見ることができるところであります。したがって、年金財政を将来にわたつて健全に維持してまいりますためには、年金の給付と負担との均衡の維持に努めていかなければなりません。また、掛金負担必要額の急激な増大等によりまして、近い将来におきまして年金財政が破綻することとなりませんように、所要の改善措置を積み重ねていくことが必要と考へておるわけでございまして。昨年の支給開始年齢の引き上げ等の改定措置もその一環として行つたものであります。今後とも加入者の理解を求めながら、各般にわたつて年金財政の安定化、健全化に努めていく必要があると思ひておる次第であります。

○神田委員 農林年金の問題は、農林年金のみならず共済年金全体にわたる問題になっておるわけであります。共済年金グループでは、各共済年金の共通の制度のあり方を検討しようということに進んでいるというふうな聞いておりますけれども、この検討課題あるいは構成というものはどういふふうな形になっておりますか。

○松浦(昭)政府委員 年金制度につきましても、ただいま先生も御指摘のとおり、高齢化社会への移行あるいは年金の成熟化が進んでいるというふうな状況の中で、制度のあり方そのものにつきましてもさまざまな面から検討を加えていく必要があることは事実でございまして。このために、共済年金を所管する各省庁が協調いたしまして、共済年金制度の今後のあり方等を検討するために研究

会をつくっております。これは大蔵大臣の私的研究機関ということになっておりまして、五十五年の六月十三日に設置したところでござります。この構成につきましては、学識経験者等による十名の委員が選出されておられまして、この方々によって構成されているわけでござります。

なお、この研究会では、共済年金制度の職域年金の性格というものも十分配慮していかなければならぬということでもござりますが、また一方で総合的視野に立ちまして、共済年金制度のあり方、あるいは他の公的年金制度との相互の関係、さらにこの間の調整等の問題につき十分に御検討を願うということにいたしております。

○神田委員 次に、これは農林年金だけに限りませんけれども、各年金、共済年金制度において五年に一度財政再計算を行うということになっております。農林年金は現在その作業を行っているというふう聞いておりますけれども、今回は五十四年度末を基準として財政再計算を行っていると思うのでありますが、現在どういう状況にあるでしょうか。

○松浦(昭)政府委員 農林年金の財政再計算は、昭和五十四年度末の統計資料等に基きまして、組合員の加入あるいは脱退、死亡率、余命年数、有遺族率あるいは昇給状況、さらには年金者の受給期間の変動等、計算の基礎となります数値を決定いたしました。昭和五十五年四月一日現在の給付内容を前提として将来の年金給付の額を推定いたしました。これに必要な財源率を計算するということになっております。しかしながら、今回の再計算は従来の再計算と若干違った点がございまして、昭和五十四年度の制度改正によりまして、先ほどもございまして年金の支給開始年齢の引き上げといったような事柄もございまして、そのほか減額退職年金の給付年齢の制限あるいは退職一時金制度の廃止と通算退職年金制度の改善といったような新しい要素、さらに脱退一時金制度の創設といったような非常に複雑な年金計算を要する部分がかなり出てまいっております。

このような事情を踏まえまして、農林年金におきましては、学識経験者七人から成りますところの農林年金財政研究会、これは座長が庭田先生という慶応大学の教授でござりますが、この先生を中心にしていただきまして、年金財政をめぐる諸問題につきましても検討をお願いしているという状況でございまして、目下作業は進んでおりますが、先ほど申しましたようないろいろな点で複雑な計算をせざるを得ないということから、若干例年よりも作業がおくれていると推定は、必要財源率が確定するのは十二月以降になるというふうな考えております。

○神田委員 財政再計算の中身の問題でございしますが、農林年金の財政が非常に急速に悪化をしている、悪化をするような見通しである、こういうことから、財源率が大幅にふえるのではないかと、これが予想されております。農林水産省としては、このことにつきましてもどういうふうな御処置をなさるおつもりでございましょうか。

○松浦(昭)政府委員 ただいま神田先生の御指摘のように、今回、五十四年度末を基準にいたしました財源再計算をやつてみますと、五十六年度から適用いたしますところの掛金率というものは、先ほども御答弁いたしましたように、財源率の上昇によりまして千分の二十から千分の十の間、多分千分の十をかなり超えるような状態で掛金率の引き上げをせざるを得ないような状態に計算になってくるのではないかと、このように考えております。このため、農林水産省といたしまして、たとえば利益率の問題であるとか修正率の問題であるとか、いろいろの点を検討いたしまして最終的な決定に持つていくということを考えておるわけでございまして、最近の制度の内容の充実あるいは年金財政の収支の状況等から考えてみまして、やはり掛金率につきましても組合員の方々に御理解あるいは御協力を求めまして、負担していただく面は負担していただくということでお願いをいたさなければならぬのではないかと

というふうな考えております。

しかしながら、国の方も努力する点は最大限の努力を尽くさなければならぬというふうな考えでございまして、国庫補助率につきましても定率補助一八％を二〇％とすることに要求いたしております。財源調整費補助一・八二％も三％相当額に引き上げてほしいということで財政当局に要求いたしているところでございまして、先ほど大臣の御決意の披露もございましたように、その実現につきましても最大限の努力をしてみたいというふうな考えておる次第でございまして。

○神田委員 ただいま農林水産省から、千分の十から千分の二十、千分の十を大きく上回つて千分の二十を超えない程度の引き上げ、こういうふうな答弁があったわけであります。しかしながら、現在でもこの掛金が非常に組合員の負担になっているという状況があるわけで、掛金率はもうすでに限界に近いのではないかと、掛金率をもう言われておられますけれども、その辺のところはどういうふうにお考えでございましょうか。

○松浦(昭)政府委員 先生も御案内のように、昭和五十一年度から適用いたしました現在の掛金率は千分の九十八ということになっております。この掛金率は、五十三年度までは公的年金制度の中でも、たとえば国鉄のような非常に高いところもございまして、それに次いで高い水準になってきたというところは事実でございまして、しかし五十四年度におきましては、国共済の方も地方公務員共済の方も、あるいは私学共済も逐次掛金率を上昇させてまいりまして、このために現在では、各年金の中でも掛金率はむしろ低い水準ということが言えるのではないかと思います。

さらに、前回財源再計算をいたしました際に、掛金率の大幅な引き上げを避けるということで、いわゆる修正積立方式も実施してまいつておりまして、掛金負担の二・五％が後世代によつて負担されているということもございまして、さらに実質的に申しますと、十年間掛金率を据え置き同様としてきたというふうなこともございまして、と

申しますのは、五十一年度の掛金率の引き上げは千分の二、二パーミルだけでございまして、そういうことで、いままで据え置き同様の措置をとつてまいつたわけでございまして。

他面、これまでの十年間に、直近一年平均の給与による給付算定方式の導入であるとかあるいは通算年金方式の導入であるとか、あるいは最低保障額を累年引き上げるといったようなことで、先生も御承知のように給付内容の方は十分に改善されてきている状態にございまして、したがって、農林年金の掛金率は、給付水準やこれを反映した財源率から見まして必ずしも高いとは言えないというふうな考えております。

そこで、今後、人口の老齢化あるいは成熟率の高まつてくる状況ということを考えますと、また年金の給付額も次第に増大するというような状況のもとにおきまして、現在と同様の給付水準を前提としまして、前回の財源率の再計算におきまして後代の負担ということの後送りいたしましたものも含めまして、やはりある程度までの掛金率の引き上げはせざるを得ないというところで、先ほども千分の十をかなり超えるような掛金率の引き上げは行わざるを得ないということを申し上げたわけでございまして、したがって、われわれといたしましてはこのような観点から、現行の掛金率がもう限界にきているという掛金率であるというふうには現段階におきましては必ずしも思つてはおりませんけれども、しかしながら掛金の負担につきましても、組合員の方々の重大な関心事であるということも十分に頭に入つておるわけでございまして、国庫負担の問題等も含めまして、今回の財源再計算におきまして、なお慎重に十分検討してまいりたいと思っております。

○神田委員 限界かどうかというふうな問題の中では私も必ずしもいまの答弁納得するわけではございませんが、時間もありませんので先に進ませていただきます。やはり組合員の負担増に依存することが非常に多くなる状況であります、いろいろな慎重に

対処していきたいということをおっしゃってあります。具体的には農林水産省としてはこの掛金率の軽減を図るためにどういうふうなことをするつもりなのか、どういうふうな方向でそれを求めているかというところか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○松浦(昭)政府委員 先ほどからも御答弁申し上げておりますように、人口の老齢化あるいは加入組合員に対する年金受給者比率の増大ということが進行しております中で掛金率の改定でございますので、もちろんこれを軽々に扱うわけにはまいりませんけれども、しかしながら、やはり年金財政の改善というものを積極的に進めたいという観点からこの問題に取り組んでいかなければならぬというふうな考えでおるわけでございます。

このような観点から昨年の支給開始年齢の引き上げというご意見もいたしたわけでございますが、これもその一環でございまして、今回は財源の再計算というご意見もございまして、その際、一部後代に負担を譲っているという問題もあります。また、利益率の問題その他についても、これは慎重な検討をせざるを得ないという状況にございまして、やはり基本的には組合員の方々によく御納得をしていただき、また御協力もいただくというところで掛金率の引き上げというご意見をせざるを得ないというように考えておるわけでございますが、農林水産省といたしましては、決してこの問題を単に組合の掛金の負担のみに頼るというご意見ではなくて、やはり国庫助成の充実という要請につきましても十分に承つていたところでございますから、先ほども申し上げましたような定率補助の改善あるいは財源調整費の補助といったようなことにつきましての改善策を目下財政当局に要求中でございまして、これにつきまして最大限の努力をしまひたいというふうに考えている次第でございます。

○神田委員 それでは、今度のところでも、これは毎回問題になるのでございまして、遺族年金の問題について二、三御質問させていただきたいと思ひます。

遺族年金については、現在各年金とも五〇％の水準でございまして、しかしながら、いわゆる西欧諸国に比べて非常に給付水準が低い、西欧諸国においては、もっと給付水準が高いというふうな聞いておりますが、その辺のところはどういうふうな御調査なさつておられるでしょうか。

○松浦(昭)政府委員 わが国の遺族年金は、御案内のとおり特に遺族の要件を定めていないという制度になつておりましたけれども、西欧諸国では、一定年齢以上であることあるいは子供がいること、つまり有子であることといったような要件を遺族年金について定めておりましたので、直ちに遺族年金の支給率を外国と日本の場合とを比較することは必ずしも適当ではないのじやないかとこのように考えられますけれども、たとえば西ドイツにおきましては、四十五歳以上または有子の遺族に対する遺族年金の支給率は六〇％であります。それからフランスにおきましては、五十五歳以上で三人以上の子がいる場合の支給率は、やはり六〇％になつております。

○神田委員 わが国でもこの遺族年金につきましてはかねてから、たとえばこれは六〇％に引き上げてくれという要求が非常に強くあるわけであります。また、今回厚生年金におきましては、遺族加算額を大幅に引き上げておりますけれども、そういう財源があれば遺族年金の給付水準を六〇％にする、こういうことも可能ではないかというふうなことを考へておりますが、このことにつきましては、厚生年金の改正案に対する社会保障制度審議会の答申においてもこれを求めているわけであります。支給率の引き上げを図るお考えはございませうでしょうか。

○松浦(昭)政府委員 遺族年金の支給率を、現在の五〇％からさらにこれを高めてほしいという御要請があることは十分に承知しております。しかしながら、支給率の引き上げによりまして相当の財源を要するというのも一つございまして、また、遺族年金は、遺族たる寡婦の年齢あるいは子

供の有無といったような、その遺族の方々の事情によりまして保障の度合いを変えていくというふうな必要性、これもあるのではないかとこのように考へまして、実は、老齢の寡婦あるいはお子さんのある寡婦の方に重点的にこの遺族年金を實質的に引き上げるといふような形で対応策をとっていることは先生御承知のとおりでございます。

また、支給率の引き上げにつきましては、各制度共通の問題でもございまして、実はまだ、各制度間で支給率の引き上げにつきましては合意ができていないというふうな事情がございまして、現段階で五〇％の支給率を、一律にこれを引き上げていくということは考へていない状況でございます。しかしながら、先ほど申しましたように、支給率の引き上げについてはきわめて御要請が強いというご意見も存じしております。また、寡婦加算の額の大幅な引き上げを行う場合には、あるいは寡婦の方にむしる手厚くなつてしまつた、それ以外の方とのバランスを失ふというふうな問題もあるということも考へております。したがって、今後共済関係各省ともども、関係の審議会等の御意見も十分に拝聴しながら、この問題について検討してまいりたいというふうに考へております。

○神田委員 大臣にちよつとお聞きしたいのですが、この遺族年金の水準の引き上げの問題で、いま局長の方から答弁いただきましたが、大臣はこれらの問題についてどういうふうな見通しというお考えをお持ちでございませうか。

○亀岡国務大臣 農林年金の中における遺族年金の問題でございまして、この問題につきましましては、いま局長から申し上げたのとおりでございまして、審議会の方にはいろいろと諮問をいたして、おるわけでございまして、その答申等も得まして、給付の改善という方向に向かって努力していきたい、こう考へております。

○神田委員 それでは、これは最後でございませうが、今回の農林年金の改正内容、これはさほど大きな改正内容ではないのでありますが、現在の農林年金が、共済年金共通の問題というところも持つておりますけれども、厚生年金との間で給付水準に非常に差があるというふうなところ、つまり独自の制度としていろいろ問題を抱えていることがございまして、農林年金が今後独自の制度として存在する必要があるのは今後の農林年金の存立の見通し、条件、こういうことをこれから先の問題としてどのようにお考えになつておられるのか、その辺をちよつとお聞かせいただきたい。

○松浦(昭)政府委員 先生も御案内のように、農林年金制度は、農林漁業団体の大部分が農林水産業の発展と農林漁業者の地位の向上という、政策的に非常に重要な役割りを担つておるという点に着目しまして、市町村の職員等に劣らぬ資質のすぐれた役職員の確保ということを目指して、特に昭和三十四年に厚生年金から分離独立して発足したものでございまして、したがって、農林年金が国の社会福祉政策の一環であると同時に、以上の趣旨によりまして、特定の職域、つまり農林漁業団体というものを対象にいたしました職域年金制度であるというところは、これは申すまでもないところでございまして、したがって、農林漁業の分野での政策目的に沿つた制度として運用されている実情に即しまして、今後ともこの役割り、特色というものが適切に發揮できる制度として存立していくことが望ましいというのが基本的な考え方でございます。しかし、このためには、年金財政の健全性の確保等各般にわたる問題があることは御指摘のとおりでございまして、今後の検討、改善を要する問題も多々あることは事実でございまして、したがって、本年六月に設置されました共済年金制度基本問題研究会におきまして御審議も願うことになつておりますので、農林水産省といたしまして、今後とも制度の健全な発展につき努力をいたしてまいりたいというふうに考へている次第でございませう。

○神田委員 終わります。

○田邊委員長 野間友一君。

○野間委員 本農林共済年金の改正については、五十万近くの職員、そしてその家族が首を長くしてこの成立を待っておりまして、同時に、さまざまな要求もあわせて持っております。また、掛金率の問題について将来に対しても不安を持っております。この本改正案についての質問、私が最後のようであります。多少重複する面もありますが、けれども、質疑を行いたいと思っております。

この委員会でも再三論議がされておりますけれども、五十五年の三月末、農林年金の財政再計算期ですね、すでに当局では五十四年の十月から学識経験者による年金財政研究会を発足させて、各種の統計数値、こういうものを整理した上で、十一月にも研究会の結論を出そうとしておるといふふうに聞いておりますが、これはこのとおりかどうか。そしてこれを受けてどうされるのか、中身も触れながら若干お答えいただきたいと思っております。

○松浦(昭)政府委員 農林年金の財源率の再計算につきましては、昭和五十四年度末の統計資料によりまして算定をいたしております。昭和五十五年の四月一日現在の給付内容を前提とした将来の年金給付の額を推定して、これで財源率をはじくという作業をやっております。

それで、これはただいまおっしゃられましたように、学識経験者七人で構成いたしております農林年金財政研究会というところで審議をいたしております。目下の状況を申しますと、今回の再計算に当たりましては、昭和五十四年度の制度改正によりまして、年金の支給開始年齢の引き上げであるとか、あるいは減額退職年金の受給年齢の制限であるとか、あるいは退職一時金制度の廃止と通算退職年金制度の改善あるいは脱退一時金制度の創設といった、非常に従来の計算ではない複雑な部分も持っておりますので、ただいま十一月というお話がございましたけれども、実は作業は若干おくれぎみでございます。われわれ

の推定では、必要財源率が確定するのは十二月以降というふうに考えております。

それから、これを踏まえてどうなるかというお尋ねでございますけれども、この点につきましては私も、財源率の計算が出てまいりました場合には、これに加えてさらに修正率を掛けるべきかどうか、また、それをどの程度にするか、さらには利益率をどういうふうにするか、それからもう一つ非常に重要な点は、五十六年度予算で要求をいたしております国庫負担、これがどうなるかといったような要素がございますので、一方で国庫負担の確保に努力しつつも、それらの要素も勘案いたしまして、最終的な掛金率を決めていきたいというふうに考えておる次第でございます。

(委員長退席、津島委員長代理着席)

○野間委員 九十一国会で経済局長は、この掛金について、千分の十を大きく超え、二十に至らない範囲の引き上げを行わざるを得ないというふうな答弁をされておるわけですね。先ほどからも同僚委員の方から論議もございましたように、この農林年金というものは、老後の生活を安定的に保障していく、農林漁業団体に有為な人材を確保していく、こういう職域年金として三十四年一月から厚生年金から分離独立をして発足したものであるわけですが、去年は支給開始年齢を五十五から六十歳にと、いわゆる延伸をしたわけでありまして、しかも、いま局長のかつての答弁を前提としますと、二けた台の保険料金の引き上げということになれば、まさにダブルパンチになるのじゃないか。

周知のように、この関係団体の職員の賃金水準は決して高くない、安いわけですね。しかも掛金の大幅な値上げということになると、生活にも大きく影響しますし、いまの掛金でもこれはぎりぎりの限界だという声を職員の皆さんからも私たちは聞かれています。あの前の国会での附帯決議にもありますように、組合員の負担の急激な増加を来さないように努める、これは全会一致で決議をした経緯がありますが、この掛金について

は少なくとも最大限これは努力するということは当然だと思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○松浦(昭)政府委員 前回の国会におきまして私から御答弁申し上げましたように、まだ試算の段階でございますが、最終的な掛金率は今後の決定にまつわけでございますが、試算の段階といたしまして、二十までは至らないとは思いますが、でも、確かに千分の十をかなり超えるような引き上げをせざるを得ないことを申し上げたことは事実でございます。これはやはり最近の人口の老齢化あるいは成熟化率がだんだんと増進していくという事態を考えまして、さらに給付内容も充実しているという状態を考えますと、やはりこのような財源率の計算というものが出てくることはやむを得ないことではないかというふうに思っています。しかもその場合に、その財源の一部を大幅に後世代に譲つてしまふ、あるいは非常に不健全な利益率を計上するということも、またこれは長い目で見た農林年金の財政にとりまして決してよいことではないというふうに考えられるわけでございます。

したがって私どももいたしましては、今後もちろん掛金率というものは設定されるわけでございますが、まだ確定的な状態でないわけでございます。また、かなりの掛金率の引き上げというふうにお受け取りになるような掛金率の引き上げがございまして、これにつきましてはやはり御協力をお願いいたしたく十分脱得をいたし、またお願いをいたしてまいりたいというふうに考えておりますが、国といたしましては最大限の努力を尽くすことは当然でございます。先ほど大臣から御答弁ございまして御決意のほどが披露されましたように、国庫助成の充実ということにつきまして、五十六年度予算の要求に当たりまして最大の努力をいたしてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○野間委員 局長は、癖かも知れぬけれども、非常にせかせかと早いので、ちよつと語尾が不鮮明になりますので、ひとつゆっくり答弁をしていただきたいと思っております。いま言われたように、あくまでいま検討中で、推定した話だと思ふのです。そこで、先ほど申し上げた支給開始年齢の延伸、この関連で、これだけ、五歳の延伸によつて掛金にすると千分の十程度の財政効果があるというふうには私は理解をしておるわけでありまして、そこで、そうなりますと大幅な掛金の値上げをする根拠がどうもないのじゃないか。したがってあらゆる手だてを講じて掛金の引き上げを抑えるというために、いま答弁にもありましたけれども、ひとつ最大限の努力をしてほしいということを重ねて要求をしておきたいと思っております。

そこで次に、国庫負担の増額の問題であります。現在、当面各団体からも要求が出ておりますが、給付額の補助二〇％、それから財源調整費少なくとも三％、合計二三％をぜひ確保してほしい、これは切実な要求であります。これまた九十一国会におきまして、前武蔵農水大臣も、理論武装をしておきまして二〇％あるいは三％、これは必ず実現するように最善の努力をするというふうな言明もされております。農水大臣、この前農水大臣の武蔵さんの国会の答弁、これをそのまま維持し、この予算要求の際に最大限の努力をされたいと思っております。

○亀岡国務大臣 春に本委員会でも食糧自給力強化の決議をしようだし、農用地利用増進法等の法律も制定をしていただき、今後の農政を推進していく大きな方向をおつくりいただいたわけでございます。しかも、日本の農林漁業というものは、他産業の発展に伴ひまして、ますます容易でない、非常に困難な道を歩まなければならないというところでございます。そういう農家を指導し、そうしてともに農村の地域社会の発展のために働いてもらわなければならない農林漁業団体、そういう職員に優秀な職員を得る、しかも老後の心配のないようにするというのがこの農林年金法の趣旨であ

と理解しております。

したがいまして、このような第一次産業を中心にした範疇の中における政策でありますので、やはりその特色を出さなければならぬ。特色とは何だ。やはり掛金はできるだけ少なくして給付がいい。給付水準を見ても、市町村段階の職員の給付等はまだまだ町村の職員にも達していないというところが多いわけであります。これはもう日本の農林漁業の現況からくるものでありまして、これらをもとに改善してまいりますためには、この年金法においては先ほど申し上げたようにできるだけ掛金は安く給付はよくするという、これが私に課せられた使命であるというふうな考えで、先ほど申し上げましたように二〇%の国庫負担をかり取りたい、こういうことで、前農林大臣と同じ気持ちで予算の確保に最善を尽くしたい、こう思っております次第であります。

○野間委員 かり取りたいという力強いお答えをいただいたので、ぜひひとつ実現方よろしく願いたいと思います。

次に、修正率の問題についてお聞きしたいのですが、五年前のときには七七・五%、そして将来に対する積み立てをしつつ、財源の一部をたな上げにして後の世代へ残していくいわゆる修正積立方式を採用されたわけであります。そのために千分の三十四を千分の二の引き上げにとどめたわけですが、今度の場合この点についてどうされるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○松浦(昭)政府委員 おっしゃられますように、農林年金の財政方式は、従来平準保険料率の方式をとっておりますが、前回の再計算からこれを改めまして、いわゆる修正率を掛けるということとで二・二五%分を後代負担としたことは事実でございます。このように必要財源率に修正率を乗ずるということは、現在の組合員の負担の急激な増高というのを避けるためには効果はありますけれども、一方、本来現在の組合員が掛金として負担すべき財源を後世代の組合員に転嫁するということになるわけでございます。この修正率を

大きくすればするほど後代負担が過重になるということは自明の理でございます。したがいまして、世代間の負担の公平ということもやはり考えなければならぬ問題であるというふうに私も思っております。これは将来の年金制度の長期的な健全な財政運営というところで考えてみますと不安を招くというふうな問題を回避していくということもわれわれ十分に考えなければならぬ点でございます。きような点で財政再計算の上ではきわめて慎重な取り扱いを要するというふうに考えております。

したがいまして、現在実施中の財政再計算につきましては、修正率をどの程度にするかということにつきまして、実は各種の検討の一環といたしまして、先ほど申し上げました農林年金財政研究会で十分に検討していただくということにいたしておりますので、その御結論も踏まえて、われわれはこの修正率をどうするかということにつきまして最終判断をいたしたいというふうに考えておる次第でございます。

○野間委員 大体の方向としては五年前と同じようにする考えでしょうか。

○松浦(昭)政府委員 ただいま御答弁も申し上げましたように、農林年金財政研究会の御結論を踏まえてというふうに思っておりますので、現在のところこの点についてはまだ白紙でございます。

○野間委員 遺族年金について質問を進めたいと思ひますが、御承知の附帯決議ですね。遺族の生活保障を高める見地に立ち、遺族年金の支給率の引き上げ等その改善に努めること、この附帯決議の趣旨はどう思われますか。

○松浦(昭)政府委員 遺族年金は、一家の支柱を亡くされた方の非常に重要な所得のものでございまして、この点につきましてはできるだけ改善をいたしたいというふうには考えておるわけでございますが、しかしながら、支給率そのものを引き上げるということにつきましては、やはり相当の財源を要するということもございまして、また遺族の中にもいろいろな方々がおられます。特にお

年をとられた寡婦の方とかあるいはお子さんのある寡婦の方といったような方々には、それぞれ必要に応じてその重さと申しますか、重点的にそういう方々に支給額をふやしていくということが必要であるということで、従来は寡婦加算という形で実質的な引き上げをしておるわけでございまして、また、この点につきましては、各年金共通の問題でもございまして、その合意が得られていないということから、現段階で支給率そのものを上げるということはまだ考えておらない次第でございますが、しかしながら、御要請が非常に強い、また国会の御決議もあるということはよく承知をいたしておりますし、また同時に、寡婦とそれ以外の方とのバランスということも考えていかなければいかぬということも私も頭にあるわけでございまして、きような点から共済関係各省ともども、関係審議会等の御意見も十分に拝聴いたしまして、この問題についてはさらに検討をしていきたいというふうに考えております。

○野間委員 国会の決議でもありますし、これはもう全会一致でやったものでありますから、しかも、この中には支給率の引き上げについて改善に努力をせよということになっておるわけですから、それを踏まえてやるのは当然だと思ひし、せっかくの努力をぜひ要求をしておきたいと思ひます。

特に、国際的な比較の問題についても先ほどから出ておりました。この給付率を若干見てみますと、これは高いところかも知れませんが、イタリアの場合、配偶者または子のみの場合が六〇%、一子ある配偶者が八〇%、二子以上ある場合には一〇〇%。こういうふうになっております。

○津島委員長代理退席、委員長着席
スウェーデンは寡婦の場合が九五%、アメリカでは同じく寡婦の場合が六七%、こういうことになっております。農林年金中央共済会というのがあります。これはいろいろな関係団体の労働組合が集まっておりますが、「はたらくものの農林年金」というパンフがあります。これとかいろいろな諸要求を聞いてみますと、やはり給付率八〇%、こういう要求が非常に強いわけでありまして、いま研究会等々でも検討中というお話のように私は聞いたわけでありまして、国際比較の点からしても、いま基本的には五〇%というふうになっておりますので、この率の引き上げにぜひひとつ努力をしていただきたい、こう思ひます。

時間がありませんので次に進みますが、次には障害年金の問題ですね。国民年金ではいわゆる事後重症制度というのがあります。ところが、この共済年金はこれがないわけでありまして、この際、やはりこういう制度もぜひ検討する必要があるというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○松浦(昭)政府委員 農林年金の障害給付につきましては、農林漁業団体に勤務している間に病気がかかると、または負傷したことが原因でその者が退職時にどの程度の障害であるかということ認定いたしました。その障害の程度によりまして年金または一時金を支給するという制度になっております。しかし農林漁業団体に勤務している間に病気がかかると、または負傷したとしても、退職時に何の障害もなかったというのにもかかわらず、退職後に障害が発生するというような場合も考えられますので、退職後五年間は障害給付請求ができる措置を講じているということになっております。

○野間委員 その辺は知っておりますけれども、制度的に国民年金と同じような五年で切るといふことはやはり問題があるのじゃないかと思うのですけれどもね。それと、いま申し上げた制度として事後重症制度というものをつくる必要があるんじゃないかと思うのです。

○松浦(昭)政府委員 ただいま御答弁いたしましたように、退職後五年以内であればおおむねその疾病との因果関係が明らかになるという判断によりまして、共済制度は共通でこの制度をとっているわけでございますが、なお他年金との比較もございまして、この点につきましては今後関係各省とも相談をしながら検討したいと思ひます。

○野間委員 沖縄の問題についてであります。時

間がありまのでこちらからお話ししますが、四十五年の一月に沖縄農林年金というものがつくられた。四十七年に本土復帰。これはいづゆる農林年金の適用を受けることになったわけですね。これについて完全通算をして一切の必要な財源の問題については国が負担をしてほしい、これは沖縄県についてはいらないききつが、ありますので、こういう要求が非常に強いわけでありま。ぜひひとつ実現をするように検討してほしい、こういう要求なんです、いかがでしょうか。

○松浦(昭)政府委員 沖縄の年金につきまして、ただいまおっしゃられましたように、期間については完全通算という制度をとっておりますが、満額の給付を行うということになりますと、すでに農林年金の組合員として同じ期間について所定の掛金を負担してきた本土の組合員との間に均衡を失うという事情がございますので、四五%の減額措置がとられている次第でございます。この措置は各共済組合制度共通のものでございまして、またただいま申しましたように、同じ期間につきまして掛金を負担した方と負担していない方とのバランスということもございまして、率直に申しましてこの改善は非常に困難であるというふうに考えております。

○野間委員 時間が参りましたのでやむを得ませんけれども、これはまた続けて私の方でこの委員会において論議をして、ぜひ実現方研究していただきたいというふうに思うのです、これはいきさつはいろいろありますので、大臣、最後にこういう点を踏まえましてどういうお考えを持っておられるのか、沖縄の場合。

○亀岡国務大臣 先ほど来から申し上げておりますとおり、農林年金法の趣旨に沿いまして足らざる点は充実をしようという方向で、とにかく沖縄における特色等も配慮して処置をまいりたい、こう思います。

○田邊委員長 終わります。

いたしました。

○田邊委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田邊委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○田邊委員長 この際、本案に対し、松沢俊昭君外五名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブの共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者からその趣旨の説明を求めます。松沢俊昭君。

○松沢委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブの六党を代表して、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本制度の一層の発展充実を期するため、財政基盤の弱い本制度の特殊性を考慮し、制度の健全かつ円滑な運営が図られるよう左記事項に検討を加え、その実現に努めるべきである。

記

一 増大する不足財源に対処するため、給付費に対する国庫補助率を百分の二十以上に引き上げるとともに、財源調整費補助の増額を図る等財政基盤の強化に努めること。
二 掛金負担については、財政の再計算の結果、

他の共済年金制度との均衡及び後世代負担との関連を考慮し、組合員負担の急激な増高をきたさないよう配慮を加えること。

三 全国農業協同組合中央会の行う農協等相互扶助事業を継続実施し、本制度への寄与を高める等その拡充強化に努めること。

四 退職年金等の支給開始年齢の引上げ措置に対処し、対象団体の経営基盤の強化を図るとともに、加入団体の定年制の延長、給与体系の整備等雇用条件の改善が図られるようその体制づくりに適切な指導を行うこと。

五 既裁定年金の改善については、公務員給与の引上げに対応した自動スライド制の導入を検討すること。

六 退職年金等の最低保障額については、新・旧格差の是正に努めるとともに、その給付水準の引上げに努めること。

七 遺族年金については、支給率の改善の検討を行うこと。

なお、旧法年金者の寡婦加算額の引上げ措置に対応し、新法年金者にもその均衡上必要な措置を講ずること。

八 農林年金受給者の組織化に対処し、その意向が制度の運営に反映する方途を検討すること。

右決議する。

以上、附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程を通じて十分各位の御承知のところでございますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全委員の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○田邊委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田邊委員長 起立総員。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議に関し、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。亀岡農林水産大臣。

○亀岡国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○田邊委員長 なお、本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田邊委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田邊委員長 午後一時三十分から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時一分休憩

午後一時三十四分開議

○田邊委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。竹内猛君。

○竹内(猛)委員 私は、五十一年に次いで五十五年の冷害に対する農林水産省がとられましたその後の措置についてということ、それから農政審議会に付されておるところの長期展望と第二期水田利用再編対策、これに関する若干の問題、それから農水省の汚濁防止に関する問題等について質疑をしたいと思っております。

本年の冷害に関しては、私どもは九月の初めに冷害調査団をつくりまして、千葉、茨城の早場地帯、そして茨城の東北の山間部、なお本委員会の代表として、私は福岡と佐賀、さらに引き続いて十月に入りまして山形県の最上町、尾花沢市、天童、西川町というように、それぞれ仲間が手分けをして現地の実情を調査いたしましたところ、共通している問題と個別の問題がありますので、この点についてお話ししたいと思います。

最初に、共通する課題としては、農林水産省が九月二十四日に指示をされました大綱については、われわれもかなり早く指示をしたものだというところで、これは歓迎するところでありながら、さらに、本委員会の質疑を通じて、九月二十六日の決議の中でもそれぞれ整理をしておりますけれども、これが末端の被害農家に実施をされる、たとえばお金が手に入る、あるいは金を借りることができる、さらに救済土木事業というものが実施されるというような時期については、十一月を過ぎるのではないかとということで現地では大変心配をしておりますけれども、この辺についてはどのような状態であるか、この点まずお伺いします。

○農岡国務大臣 御指摘の点につきましては、私も一番心して、題目だけ並べても、そのことが農家に直結をしなければ何にもならないということで、急がせておるところでございますので、それぞれの担当局から今日までのとりまいた措置並びに現況、それを受けとめた各県の現況等について報告いたします。

○松本(作)政府委員 災害によりまして飯米を確保できないような農家に対しては、政府といたしまして市町村、県のルートを通じましてその必要量を現在調査中でございますが、これらの農家に対しては、県、市町村を通ずるルートによつて米を供給し、その代金については来年度まで返納を延期するという措置をとつてまいりたいと考えております。なお、その価格につきましては卸売価格水準で供給されるように指導をしておりますが、ただいま御指摘がございました貸し付けにつきましても、貸し付けを政府の段階におきましては、むしろ貸し付けをして生産者価格によつて返納するよりは、いま申しましたような、消費者価格ととの間の逆さやもございまして、消費者価格によつて来年度返納するという方がむしろ農家にとつても有利な措置であるというふうな考えをしております。また、価格につきましては、主食用の価格というのは食糧法によつて定められておりますので、ただいま御指摘がございましたような輸出用の価格については特別な規定を設けて措置してあるものとはやはり分けていかざるを得ないということ、制度上も輸出用の価格で販売するということは困難であると考えております。

○竹内(猛)委員 これは輸出用の価格で韓国やパングラに出しているわけですから、日本の国民がつくった米を外国には安く出して、国内では高いというのはいくらも心情に合わない気がする。研究をして、できるだけ外国に出す並みの価格で出してほしいということを要望します。

それから、前渡金の問題でありますけれども、前渡金を返すことができないと言う。共済の金があるからそれで差つけばいいではないかと言う

けれども、共済の金も、その他の負担金、たとえば土地改良、たくさんありますね、前に返していき金がある。そういうものでなかなか返せないというところであつて、この前渡金については来年に回してもらいたい、こういう要求でございますけれども、この辺はどうでしょう。

○松本(作)政府委員 予約概算金につきましては、その返納に当たつての金利につきましても、災害の程度によつて免除ないしは軽減をするというふうな考慮をしております。元本につきましては、これは来年度の四月ないし五月までに返していただくということになるわけですが、被害農家によりまして、直接返すことが困難であるという場合がありますので、この集荷団体による代位弁済によつて、農家の直接の返納なしで済ませるようになつても指導してまいりたいというふうな考えをしております。実質的に返納ができるような指導をしてまいりたいと考えております。

○竹内(猛)委員 なお、それぞれの金を出して借りる場合に保証人が要る。その保証人がしかも共済で金が入らないというふうな状態になつたときどうされますか。

○渡邊(五)政府委員 金融の保証の問題でございます。それそれ現在の系統金融につきましては、連帯保証、場合によつては担保も徴する場合もございまして、実行上おおよそ問題はなさうございまして、例がほとんどだと私も承知しておりますが、なお具体的に問題がある場合には、関係の金融機関に指導してまいりたいと考えております。

○竹内(猛)委員 とにかく全滅をして来年度までは収入がない、出かせぎというのがありますけれども、そこで現地の声としては早く出かせぎをしたい。それにしても刈り取らなければ出かせぎをしない。そうすると、今度は主人は出かせぎをするけれども、残された方々の内職を欲しい、こういうあつせんをしてほしいという強い要求があります。特に山形県などは十一月の初めごろから四月

ごろまでは一メートルから四メートルの雪が降る。そういうところでは救済土木といつても仕事ができないから、家庭内で収入が得られるような職業をあつせんしてもらえないか。私どももそのときに、松下電器とか日立製作所の仕事の中であつせんをしようという話はしてまいりましたが、それだけでは心もとない。やはりこれは国として関係機関と連絡をとりながら、そのようなことをしてほしいということについて努力をしてもらいたい。これについてはどうでしょう。

○杉山(克)政府委員 冷害に遭われた農家に対してできるだけ地元就労の機会をつくらせて差し上げたということ、出かせぎ問題と並びまして関係方面、都道府県あるいは市町村、さらには労働省とも種々連絡をとりながら、お尋ねの趣旨のような問題についてもよく指導を圖つていくように努めているところでございます。今後とも努力してまいりたいと考えています。

○竹内(猛)委員 この問題については早急に努力してほしいと思います。われわれもまた組織を通じてそれぞれ努力をしたいと思つております。

続いて、東北地方は非常に国有林の多いところでありまして、特に最上町というところは八〇%が国有林である。その国有林と町の行政はかなりしつかり結びついております。あるいはまた茨城県、北茨城市においても、国有林とその地域との間は緊密に結びついて、いい状況にあることを見えてきたが、しかし、全体としては必ずしもそういう状態でもないところもあります。やはりいいところはいいと言わなければならぬようになります。

そこで、なおこの国有林の仕事に与えてもらつて、そして金銭を得るようになつてほしいという強い要求になつておりますので、努力をしてもらいたいと思つておりますけれども、ゆうべの朝日新聞の夕刊を見ますと、秋田、山形方面で国有林が人員を要望したところが、五百人ほどのところに十二、三人しか来なかつた、こういう記

事が出ているわけです。これについての、実態はどうなのだろうか、本当にそういうことなのか、それとも新聞が少し先走ったのかどうか、その辺はどうでしょう。

○小島(和)政府委員 結論から申し上げますと、昨日の新聞記事につきましては事実誤認が大変はなはだしいとございまして、関係の町村から新聞社の方に抗議が出ておまして、近く新聞社の方から宮林局長を含めまして事情説明に来る、こういうふうな状況でございまして、あの記事については全然間違いでございまして、

○竹内(猛)委員 けさこへ来る前に国有林の労働者の皆さんが私のところへ来ましたが、これは秋田からも北海道からも来たわけですが、その話を聞きましたところ、望むところはやはり安全な場所、それからかなり長い期間、それから賃金が相場賃金と、相場賃金というのとは非常に安いわけですから、それを下回らないようにしてほしい、こういう要求がありますね。この点だけはしっかりとひとつ確認をして進めていきたいと思います。

続いて、これも全国にやや共通する課題でございまして、山形県の西村山郡西川町というところに行きました。この町長が非常に心配をしていることは、三百メートルから四百メートルの高冷地でありまして、ここでは北海道、青森の稲の種を持ってきて植えたところが、これが全滅をした、これ以上は考えることができないというわけでありまして、したがってこの土地では、何とか高冷地に強い、しかも農家の所得になるような研究を全国的にしてみたいか、こういう話だった。え、高冷地というものは輸送の便が悪い、消費地に遠い、こういうことになりまして、これはなかなかむずかしいとは思いますが、その作目の設定、消費地との関連、こういうことについてこれはぜひ研究を進めてもらいたいと思います。

冷害というのは、五十一年にあつて五十五年、そしてある気象学者、専門家によりますと、五十

八年から六十一年の間にまた大きな冷害が来るということを言っておりますから、冷害はこじだではない。ですから、これはよく農林大臣にも頭の中に刻み込んでおいてもらいたいのだが、こじは米が足りないとか余るとか言っておるけれども、また来年冷害が来ないとも限らないですから、そういうことから考えますと、この機会にひとつ高冷地の問題で、再び高冷地なりそういうところが心配をしないようにするために、いまから高冷地農業の研究に努力してもらいたいと思いますが、これはいかがでしょう。

○山極政府委員 耐冷性品種の育成なり耐冷性の強い農作物の育成ということで御指摘があつたわけでございますが、五十一年の冷害を契機にして、技術会議の方では異常気象対策に関する総合的な研究ということで別枠のプロジェクト研究を進めているわけでございますし、そのほか県単の研究も研究もございまして、総合助成等もあるわけでございますので、いま御指摘の点は今後の試験研究に十分生かしていきたくと考えているわけでございます。

○竹内(猛)委員 ぜひこれを生かしてほしいと思います。けさのテレビを見てみると、宮城県鳴子でしたか、大根をつくっております。これも十年目だそうですが、大変喜んでおります。私の郷里は長野県ですが、海抜千二百メートルですが、ここでも大根をつくっておりますし、軽井沢方面ではカンランあるいはその他の高冷地の野菜をつくって名古屋方面に出しているけれども、やっぱり冷害を、これは農林省の努力だと思いが、つくってやっております。ですから、そういう施設に、あるいは努力をしてもよろしい、必ず山間の人々が農業を捨ててくれないように、農業をやりたい人々に農業を捨てないよう、そういう意欲を持たせるようにひとつ努力をお願いしたいというのが私の主張であります。

続いて、これは個別の問題であり、またもう一つの問題と関連をして共通の課題になっております

すが、天童に田舎野というところがございます。そこに船着という部落がある。ここは前の冷害のときに、これも救済の一つの仕事かもしれないませんが、その地域の総合的な改良事業として二十七人で五町歩の総合モデル事業が始まろうということで大変期待をしていただろうと、なかなか進まない。どうして進まないのだからということ、これはもし決定をしないで進まないなら怠慢だ、また何かの事情があつておいて進まないのであれば、そういうことについても現地に知らせてもらわなければ困るということで、阿部天童市長にもこれの申し入れをしましたが、国の決定ですから、この辺はどうなっているかということをお聞きしたいと思ひます。

○杉山(克)政府委員 お尋ねの事業は、農村総合整備モデル事業ということで天童地区について行われているものでございまして。これは五十一年度の計画が作成され、五十二年より着工いたしましたところでございます。

この事業の中心は多様になっておりまして、生産基盤として圃場整備とか農道、あるいは排水といふ事業を進めることにしております。それから、環境基準として集落道とか集落排水の事業、さらには環境施設として環境管理施設とか農村センター、こういう多様な事業をあわせ行うことといたしております。

圃場整備の事業は、その中で計画後戻しといひますか、比較的年度で回されておまして、従来五十二年度から今日まで農道関係を中心としてやつてまいっております。この全体の完成は、計画では五十七年になつておるわけ、今後圃場整備等についても逐次事業が進められていくことと存じます。せっかくの御尋ねでもございまして、私も現地の意向も十分確かめ、県とも連絡をとつてできるだけ早くこの事業が完成するように努力してまいりたいと思ひます。

○竹内(猛)委員 なお、この地区はもう一カ所に土地改良事業をやっております、ここもかなり

事業がおくれているようでありまして、なお連絡をとつて進めてほしいと思ひます。

この際、私どもの調査とはちよつと違つところからの提案であります。調査の要求がございまして、それは兵庫県の西部総合土地改良事業で、これは三十四年に計画し四十二年に始まつて五十二年に完了の予定のものが五十九年に延期された。灌排は反当九万三千円、開発の方は反当二十万六千円となつておる。また、同じ兵庫県の東播用水農業水利事業は三十八年より国と県が調査をし、四十五年に着工、五十二年の完了の予定が六十年に延期となりまして、灌排の費用が九万二千九百円、開発が十九万九千五百円となつておりますが、このことは事実でしょうか。

○杉山(克)政府委員 いま先生のおっしゃられた単価等の数字についてはちよつと照合する必要がありますが、工事について若干の計画期間の延長といひますがおくれがあるということについては事実でございまして。

○竹内(猛)委員 全国にこういうものが多々あるだろうと思ひますが、問題は、この土地改良事業が始まつて四十四、五年までの間というものは、水田のための土地改良、こういうものが進められてきていると思うのです。ところが五十二年から五十三、五十四年と第二期の水田利用再編対策に入つてきて、米の減反という方向に來た。そこで、従来のように米をつくるということから、米をつくるな、しかも米をつくるなというその面積が四国全体、九州全体、北海道も含めた地域まで及ぶということになつたら、この土地改良のあり方というものが変わつてこなければならぬ。そこで兵庫県のこの土地はすでに地価が上がつて、県が一部土地を買つて、さらにそこに減反というものが来ておるときに、こういう負担をかけてこれをやるという意欲がなくなつてしまつた、こういう話なんです。このようところが各地にあるであらう、こういうふうに思ひます。

そこで問題になるのは、今後六十五年を展望するところの農業の長期計画というものをいま農政

審議会に付して、やがて公表されようが、私はこの委員会が七月三十一日に委員長にお願いして、理事会で議論をして、国会で決議をした食糧自給力を高めるその方針と、いま農林水産省が審議会に図ろうとするその内容と、それからいまの現状というものを三つ合わせて話し合いをしたいと思います。とおりましたが、時間が関係からそれが進められておりませんけれども、こういうような段階の中で状況が変わってきているということについてどのように受け取られているかということをお尋ねしたいと思います。

○杉山(党)政府委員 お尋ねの趣旨は経営の指導の問題、営農のあり方、生産指導といったような面にも多分にわたる問題であらうかと存じますが、私どもの土地改良事業の立場から申しますと、ある程度土地改良事業は、特に大規模なものは期間がかかるということがございます。その間、環境が変化してきている。資材でありますとか用地でありますとかの単価も上がるとか、それから先生も言われましたような水田を初め意図しておったものが畑に転換せざるを得ないというような事情も出てまいります。あるいは都市化したようなことから面積にも一部変更を生ずるといったようなことが出てまいりかねないと思います。私どももいたしましては、そういう関係もありますので、長くかかる土地改良の事業ではありますが、できるだけ関係者の合意を得て早くこれを完成するという方向に持っていきたいということで臨んでいるわけでございます。やむを得ない環境の変化には直ちに対応して計画の変更を行うというようなこともいたしておるわけでございます。

お尋ねの二地区につきましては、確かに面積の変更とかそのほかの事情の変化もございましたが、全体の動向といたしましては、大勢にはそれほど影響はなく、むしろ両地区とも、できるだけ今後の予算の配分等に配慮して早く完成する方向に持っていってほしいという強い要請を受けております。これらのことも念頭に置いて対処してまいりたいと考えております。

○竹内(猛)委員 時間が足りなくなりましたから、あとは簡単に、また次の面に課題として残しておきますが、私は、いままでも進めてきた規模拡大、生産費を下げて国際的な価格に対応していくというような農業の形態がいまとらえてきたと思います。各地方を歩いてみて、農家の方からはむしろ逆に、冷害地帯でも米、養蚕、畜産というように、あるいは米、淡水魚、畜産というように、そういうところで自衛をしているという形になっている。三分の一の減反ということに米がなりますと、それはどうしても複合的な経営にならざるを得ないと思うのです。そういう点で、これから経営の方向というものが、むしろ拡大というよりも複合経営の方にまた返ってくるのじゃないか、こういうことが一つ言えると思うのです。

それから、これを克服するためには、水田をやめるためには、どうしても米の、稲の多目的利用といふものを進めなければならぬ。そのために、えき用の米といふものがあるいは稲といふものを奨励をして進めていくことが必要じゃないか。特に東北地方では、私の茨城で小室という人がつくっておられますアルボリオ十号、これはいま秋田県でも山形県でもどこでも試作をして、この冷害のときに反当千キロ以上のものがとれております。これを一部には工業用のアルコールにして使つていこう、あるいはえきに使おうということ、大要目的を多目的にしてやろうとしている。そうすると、何も高額な奨励金を出して減反をしなくても、とれた米からアルコールをしほり、えきに使ひ、こうしていけば相当な利益になる。国益になる。金のむだ遣いだと言わなくて済むのじゃないか。それを、農民と役所との間の信頼関係があるかないかわからないけれども、それはだめだという形で一蹴をされてしまうことになる。非常に残念だと思ふのです。ここに、秋田県は各町村にえき用の米を、種を配布して試作をしてどんどんそれを拡大していく、こういうふうな下

から盛り上がりつつある。今度の農林水産省の予算の要求を見ると、一部にえき用の米に対して手をつけたように思われるけれども、これはもつと大胆にやれないものか、こういうふうな思ふのです。そのことに對する答えも聞きたいと思ふ。

最後に、環境庁に來てもうって霞ヶ浦の問題を尋ねようと思つたわけですが、これは時間が來てしまったので次に回しますということと、それから、中央競馬会と畜産振興事業團に對して行政管理局が手を加えて剰余金を取り上げるというところでもないことを考えておりますので、これについてはひとつ大臣の方からいふことにしてお答えをいたしたいと思ふ。

○龜岡國務大臣 最後の御質問の日本中央競馬会あるいは畜産振興事業團等の益金を国庫に入れるといふことは、これは法律改正をしなければとてできない問題であらうと思ふ。したがうして、まだ私どものところには行管の方から何らの話もございせん。話があつた場合には農林省は農林省としての立場を、きちつと法の精神もよく申し上げていきたい、こう思つております。

それから、今度の冷害を契機として高冷地等の活用をもつと真剣に考えるべきではないかという御指摘があつたわけでございます。確かにお説のとおりでございます。そういう面については、やはり高冷地といふのは人工的に与えることのできない特別条件も持つておるわけであります。物価政策上から言つても、八月とか野菜の切れるとき、そういうときに新鮮な秋野菜を高冷地は提供してくれておるわけでありまして、そういう立場からもう少し当省としては力を入れるべきではないかという感じを私も常々持つておりました。そういう指導もいたしておるところでございます。

その他の件につきましては関係者から答弁させていただきます。

○渡邊(五)政府委員 お答えいたします。

最初の複合経営に関する点でございます。今回の農政見直し、近く取りまとめることにしております。

ますが、この中におきましても、経営上の複合、さらに地域におきましても複合というような問題につきまして積極的にこれを取り上げて、むしろ地域の実態に即した地域農業の組織化という観点からこうした問題に取り組んでいこう、当然経営自体の合理化等の要請を踏まえながらも、これらを地域農業の組織化という形で複合問題をとらえていくべきだろつという点で現在検討をいたしております。近くその考えをお示ししたいと思つております。

えき米につきましては、いろいろ御指摘をいたしておりましたが、確かに高収量の事例等も私どもなりに承知しておるつもりでございますが、まだ収益上の問題あるいは制度的な仕組みの問題等現実的に解決を要すべき多くの問題をはらんでおります。そうした意味ではやはり農林水産省としては長期的な課題としてこれを研究開発していく必要がある重要な課題でございます。したがうして、研究開発という問題につきましては農政の見直しの中におきましても重要なものとして私どもも注目していきたい、このように考えておるわけでございます。

○竹内(猛)委員 終わります。

○田邊委員長 松沢俊昭君。

○松沢委員 今回の冷害はもうすでに大臣も言つておられますように何十年來の大凶作ということ、本当からするならば二期対策の方針といふのは九月中に何とか出してもらいたいといふ、そういう希望といふのが地方の方から出ておりましたけれども、こういう災害であるために、十月いっぱいといふのはもつぱら災害対策に最重点を置いて、そして農家の信頼を勝ち取らなければならぬ、こういうお話であつたわけでございますが、いろいろ考へてみますと、テレビなんかでも青森の被害地の状況といふものが「明るい農村」なんかに出てきておりました、それを見ておりました、やはりこれは単なる自然災害だけでなく、農政そのものからくるところの災害の部分といふものがあるのじゃないか、こういうふうな考えるわけで

あります。

と申しますことは、同じ収穫無地帯であつても、肥培管理が完全に行われておつた農家の場合においては五割作をとつてゐる、こういうことがテレビで報道されてゐるわけでありますが、その点につきまして、大臣は一体どのようにお考えになつてゐるのか、それをまずお伺いしたいと思つておるわけなんです。

○農岡国務大臣 御承知のように今回の気象条件が、大正二年以来とも言われ、また明治三十何年か以来の初めての異常気象であるというようなことも言われ、その町村によつてその感覚は若干違ひますけれども、最近にない冷害であるということとは御理解いただけると思つてゐます。したがひまして、耐冷品種として農林省が挙げて研究をしてきておりました品種等も、私も現地を見に参りまして、そういう品種は一体どうなつてゐるのかというところで、できるだけ時間の許す限りいろいろなところを見せていただきました。ところが、その地元の方々は、これがこの地方にとつては一番冷害に強い品種だということをやつておつたのだけれども、それさえも全くの収穫無である、こういう実情をよく見ていつてほしいというところが多かつたわけでございます。

御承知のように、やませというものが、私も阿武隈山系に生まれましたので、よく覚えてゐるわけでありまして、その地形、地形によりまして、やませの影響を受けるところ受けないところ、これは本間に森一つ、林一つと申しますか、山のひだ一つと申しますか、そういうものによつて影響が非常に違ふ。特に開花時期等においてのやませの吹きぐあいが最も敏感に稲作に影響を与えておるというようなことを、子供のときから聞かされておるわけでございます。

したがひまして、あるいはいままで大きな冷害がないからというので安易な指導等もあつたのではないかという反省を持ちながら、やはり冷害に対しては謙虚に努力の最善を尽くさなければいかぬ。また、冷害に遭つた方々に対しては、来年の

再生産を十分に確保できる施策の万全を期していかねばならぬ、こういう気持ちで取り組んでおるわけでございます。したがひまして、ある地点に行けば人災と言われ、ある地点に行けばやむを得ないと言われ、そういう気持ちをお持ちの農家もあることも、私も実は気持ちに残つておるところでございます。

○松沢委員 大臣もおわかりのようでありますけれども、最近の農村の状況からいたしますと、とにかく種をまいて秋を待つ、こういう状態で米をつくつてゐる現状であるわけですね。しかし、稲というものは生き物なんです、常日ごろいろいろと稲の要求にこたえてそれなりの肥培管理をやつていかなければ、本當の収穫を上げるというわけにはいかぬと思つてゐます。だから、そういうことができないような状態に入つてゐるとこの農村に問題があり、そういう農村になつたというのは農政に問題があるのじゃないか。そういう意味からいたしまして、これはもう終わつたわけなんでありまして、これからこのような災害があつたとしても収穫無なんという事態の起きないような対策をどのように立てていくか、これが一つの課題だと思つてゐるわけですが、そういう点について大臣はどうお考えになつてゐるのですか。

○農岡国務大臣 全く御指摘のとおりで、私も同じ考えを持っております。特に、先ほど竹内委員からも御指摘のありましたように、いわゆる高冷地というところにおいて、毎回毎回の冷害のごとに収穫無というところを繰り返していかうかという問題もあるわけでございます。これはやはり地元の要請なり、あるいは学問的な、気象学的なそういうデータの上に立つて、そして経営を進めていくことのできるような指導というものが、必要なのではないかということで、そういう点からも今回の冷害に対して反省をしつつ指導してまいりたい、こう思つております。

○松沢委員 この委員会では九月二十六日、冷害に対処するところの委員会が開かれたわけでありますが、その際、委員会といたしましては「異常低

温等による農作物被害等の対策に関する件」という決議をやつたわけなんです。大ざつばに分けますと七つの項目にわたつてゐると思つてゐます。何といたしましていま被災農家が一番欲しがつてゐるのは金であらうと思つてゐるわけでありまして、それは一つには融資の問題もございまして、しかし、一粒の米もとれなかつたわけなんです。それから、やはりそれにはちゃんと仕事をして所得を得るような、そういう救済事業というものが当面大きな問題だと思つてゐます。この委員会におきましても、救済のための各種の事業を実施して、被災農民が現金収入の得られるような方法を講じるべきである、こういう決議をやつておられますが、この救済事業に対しましては、いままで政府がやつてこられた、そのことにつきまして御報告をお願いしたいと思います。

○渡邊(五)政府委員 お答えいたします。救済土木といたしましてすでに申し上げたこととはございまして、第三・四半期の公共事業の枠につきましては、特別に促進を図るということで一三六%の対前年同期比の事業を拡大いたしました。そのうち二百四十億円をこれら被災地を中心にしたいたしました枠として設定いたしました。このうち二百億円が農業基盤関係、三十億円が林業関係、十億円が水産関係ということで割り振りいたしました。現在これらの各所掌の部局におきまして地域的な割り当てを実施いたしましたところございまして、農政局あるいは各府県あてに割り当てを済ましたところでございます。

また、救済土木事業のもう一つの環といたしまして、国有林特別会計におきまして約十億円での除伐、地ごもし等を含みます造林事業を緊急に実施いたしました。これもすでに関係官林局に対して指示をいたしております。

さらに、農林漁業金融公庫を通じて、公庫資金の活用という面で小土地改良の資金あるいは造林資金につきましては融資を実施しますと同時に、自治省に地方債の起債につきまして、関係の市町村の要望にこたえるように強く要請をいたした

まして、自治省もこれには前向きに対応していただけると私も考えております。

これまでのいわゆる救済土木という関係の事業の進め方については以上のとおりでございます。

○松沢委員 いま官房長が御報告されたのは、農林省関係のことしの公共事業、これは総体で一兆四千億くらいあるというお話を聞いておるのでございまして、その予算の範囲内において第三・四半期へ金を使うところの部分をふやして、そしてそれが要するに三六%、金額にして二百四十億ということだと思つてゐます。そうすると、年間を通じてやるところの仕事のある部分というものを繰り上げて十月から十二月の間におこなつていこうというのであつて、これは救済土木事業というところの新たな事業を起して、そして被災農民の所得の確保のために農林省が努力をしてゐる、こういうことにはならないのじゃないですか。

○渡邊(五)政府委員 お答えいたします。被災農家に対しまして所得の維持安定という観点では、基本的には農業共済制度がございまして、さらに天災融資法、自作農維持資金等によりまして金融対策等において私どもは基本的に対処いたす、さらに救済的な土木事業によりまして所得を得る機会を得るだけ私どもの現在の財政の中で最大限の努力をするという観点からいたしまして、ただいま御報告申しましたような公共事業におきまして、特にこうした積雪寒冷地帯で事業を早急に実施しなければならぬところ、しかも事業費の割り当てが一般的な地域と違つて特に促進を要するたいた二百四十億と申し上げましたのは国費ベースでございます。全体に事業費ベースにしますと四百八十億円程度になるわけでございます。そういう観点での工夫をいたしたわけでございます。

同時に、私どもから申しますと、五十一年にもそうした問題がございまして、救済土木事業というのを実施した経緯もございまして、それらの過去

の評価等も十分踏まえながら、現実的に雇用の拡大ができる、最も早急にやれる対策で効果のある対策という、一連の対策の関連におきまして救農土木を実施している、こういうふうに御理解いただきたいと思ひます。

○松沢委員 私が開いているのは、たとえば五十一年の場合においては百十億ですか、これは予備費から繰り出して、そして仕事をやらせるといふところの方法をとったわけでしょう。今回はその予備費からも出さないで、当年度予算をただ繰り上げて使つていくというだけのことなんであつて、大臣が、十月中に災害に取り組んで、そして被災農民の信頼を勝ち取らなければならぬ、こう言つておられるが、中身を分析すると政府は別に何も金を出さぬで、あとは、今度市町村でおやりになる場合においては地方債を認めて、あるいはまた公庫から融資のあつせんをやるといふことで、これまた何も市町村にそれほどめんどろを見なくていいということになるわけなんでありまして、結局救農土木という面は、実際は農林省は何にもやらないということなんじゃないですか。

○亀岡国務大臣 そういふ見方もあるのかもありません。しかし私どもとしては、現在の皆さん方の声を聞きますと、とにかく米を食ふ金もないのだ、だから早急に賃金として獲得できる雇用の場をつくつてほしい、こういう声が非常に深刻であり、厳しくあつたわけでございます。そこで、公共事業で新たにという考え方も当然私もいたしたわけでございます。

しかしながら、いろいろやらしてみますと、とにかくどういふ仕事をやるか、それを測量を計画をし、そして補助金申請を出すということになりますと、いかに早くいたしましても相当な日数がかかつて、もう降雪期になつてしまふ。それまではほとんど賃金の得る場がない、そういうことでは困る。すぐにもできる、雪の降る前にもうとにかくある一定の賃金が獲得できるという仕事を集中的にやれるようにできないか、こういうことにいたしまして、まあ事業費にして約四百数十億

にわたる、しかも賃金の率の高い仕事を先にやる、こういう形で救農事業というものをやることとした次第でございます。

もうすでに各県の配分も終つてしまつて、仕事に現実にも間もなく開始される、こういうふうな考えでおりますので、私どもとしては、五十一年のときいろいろな経験からいって、五十一年のようなやり方じゃなくて、賃金部門の高い、土木機械等にはばかり金が回るような仕事じゃなく回してほしい、こういう声が非常に強かつたのにかんがみまして、今回のような措置をとらせたい、こういうこととありますので、ひとつお認めをいただきたい、こう思ふ次第でございます。

○松沢委員 大臣、農林省の物の考え方が間違つていふのじゃないかと思ふのですよ。さつきも官房長の方から御答弁ありましたが、これも、現金収入の面からするならば、これは共済金も早期支払いをやるようにやつていふんだ、それも金のうちなんだ、こういう意味のことを御答弁しておられますけれども、これは御承知のように三割足切りなんです。でありますから、たとえば四百五、六十キログラム、そういう反収があつたとしても、その七割を引き受けるということになるわけなんです。でありますから、これは私の計算からいいますと、たとえば四百七十八キロの基準反収の場合におきましては三百三十五キロを引き受ける、こういうことになるわけですね。それで結局、キロ当たりの共済金というのは二百七十円から八十円程度ということになりますから、収穫皆無になつたといつてもいいわけですね。ところが、稲作の場合におけるところの農林省の統計からいまして、ても、反当たりの第一次生産費の面を見ましても、十一万九千八百円ということになつていふわけなんです。したがつて、共済金をもらつたといふにしても、なおかつ二万四千四百円ぐらゐ足りないといふことになるのですよ。だから、借金を払うにも払えないという状態が共済金をもらつた時点の農家経済ということになるわけですよ。だ

から、現金収入というものを何とかしてやらなければならぬといふことで、救農土木を起してやつてもらいたいといふことをこの委員会でも決議をしておるわけなんです。

ところが、聞きますと五十一年災でさえも百十億の金というのを予備費から繰り出して別途に使つていふ。ところが数十年前の大凶作でございまして、いふときに、全然金も出さぬで救農土木をやつていふなんといふことは、これはおこがましいと言わなければならぬじゃないですか。だから私はそういう点で、どうも大臣は十月いっぱいには災害に取つ組んでやるのだ、それ一心にやるのだ、こう言つておられますけれども、大臣の熱意と農林省のやつていふところの結果というものは全く合つていないじゃないか、これを大臣は一体どうお考えになつていふかといふこと。

もう一つは、公共事業といふものを二百四十億繰り上げてやつたといつたしましても、努力、つまり労働部分、これが大体二〇％、よくいつて三〇％になるかどうか、山の方はそのくらいになるのではないかと、いふようなお話でございまして、これは、実際はこういうことをやつても、やはり土建業者の皆さんを利する面の方がむしろよいであつて、被災農民に対するところの受ける割合といふのは非常に不足になつてくるのではないかと。

私は新潟県でございすけれども、昭和四十一年、四十二年の連年の水害を受けたことがあるわけなんです。これは大臣も新潟県から嫁さんをもつておられますからよくおわかりだと思ふので、すけれども、とにかくこれは大変な被害でございまして、当時の県知事は、それに対して二億円の金を出して救農土木事業といふものをやつたわけなんです。その中身は一体何であるかといふことになりまして、天地返しをやるにも、被災者手帳といふのを被災者の農家の皆さんに全部交付いたしました、そして村単位でたんぼの天地返しをやるとか、あるいはあぜを直すとか農道を直すとかといふところの仕事に出てきた人たちにちゃんと手帳に印をつけまして、それに対して幾らという

金を払つたわけなんです。だから、今回の場合におきましても、青立ちになつていふ、刈り取つてから刈りかきに行つてくれと言つても、刈り取つてから刈りかきに行かぬで、帰つてきてから火をつけて燃やした方がいじやないかといふ考え方も出てくる。だから、そういう場合、青立ちになつていふものを青刈りをする、その場合においてはちゃんと手当を出してやる、あるいはまた天地返しをやつた者に対しては手当を出してやる、こういうぐあいにやつていかなくてはならぬ、本当の救農土木といふことにはならぬではないか。

二番目の政府の対策といつしましては、市町村の方でいろいろなことを工夫してやつたものに対しては地方債を認める、そして公庫から金を出してあつせんをしてやる、こういうことを言つておられるわけでありまして、要するに市町村でやることの仕事、いま私が申し上げましたようなものを含めましてのそういう仕事に對しまして、政府の方ではまだ一銭も金を出しておらぬわけだから、いまからでも遅くございせん。これはやはり大臣が決断をつけて、そういうところの市町村に對しては、何らかの方法で政府の金でめんどろを見てやる、こういうことをはつきりしてもらいたいと思ふわけなんです。大臣はどのようにお考えになつておられますか。

○杉山(克)政府委員 五十一年度の冷害の際と今回の冷害の際とつた救農土木についての措置の内容が違つたといふことでございすが、確かに今回は予備費とか補正というような形での追加財政負担はいたしておりません。その理由は、五十一年のときは公共事業の執行がきわめて順調に進んでおりまして、予算の枠についてほとんど配分する余裕がなかつたといふことが一つございすが、ここの場合は予算の執行、特に公共事業についてはその抑制が図られておりまして、第二・四半期までは六〇％しか行われておらないといふことがございす。したがつて、私どもも約九千億の予算の中で三千六百億の金が第三・四半期以降に残

つていふこと、できるだけこの執行を進める。そして来年度へ繰り越すとかいふこと、できるだけ完全に完全執行を図るということの方がむしろ有効であり、先決問題ではないかというところで考えたという事情が一つございます。

それから大臣も申し上げましたように、今日の公共事業は従来に比べてかなり大型になってきておりまして、個別に新しい地区を選定するということになりますと、正直に申し上げまして時間的に間に合わないという問題もございまして。そういうことを考えまして、むしろ市町村がそれぞれ地域の事情に即して有効なやり方で就労対策をこしらえていく、もちろん公共事業もございまして、そのほかにも地場における就労機会の創出というようなこともいろいろ考えられるわけでございますが、地場における就労機会の創出としては、やはり小規模な維持改良的な、あるいは補修的な道路なり農地についての手当てということになります。これはやはり市町村なりあるいは県単事業としてやっていただく、それに対して起債で財源的な手当てをする。それからもう一つは、五十一年度ではそこまではなかなか手が回らなかったのでございますが、低利融資、これは三分五厘の公庫資金融資でございます。この点につきましてはかなり財政負担が事実上生ずることとなります。

こういう形でむしろ市町村のやりやすいような形で実際の効用比率の高い事業をやつていただく、それに対していまの制度の中で行い得る手当てをしていくということの方がよりよいのではないかと、今回の救済対策、就労対策というものを仕組んだわけでございます。

○松沢委員 これで時間が来ましたが終わりますけれども、さっき私が申し上げました、たとえ雪の降る地帯におきましては、除雪という仕事があったるわけですね。だから直接農家に現金が渡る救済の事業の方法というものは幾らでもあるわけなんです。それを市町村がやった場合においては、とにかく予備費からでも出してやる、そういう温かい配慮がなくておれは一生懸命取り組んで

いるんだぞと言つても、だれも本気にしないということになるのじゃないか。大臣、どうですか。最後に大臣のお考え方を聞きまして終わりたいと思います。

○亀岡國務大臣 気持ちには松沢委員に劣らない気持ちを持っておりますつもりでございます。御指摘いただいた点、私もいたしましたし十分考慮いたしまして、積雪寒冷地帯等につきましての特質というもののに対する措置等についても、実は自治省の方に強く要請をいたしておるわけでございます。何回も申し上げるわけでありまして、雪の中でやれる仕事、除雪事業というのがあるわけでございますけれども、これも県道までということになっておるわけですね。それはもうみんな機械でやっておるわけでございますけれども、しかし町村道等につきましては、確かに人力でやるというような点も少なくないわけでありまして、そういう点についても実は建設省の方によく要請をいたしまして、そして実現のできるような方向で努力をしていきたいと考えています。

○田邊委員長 田中恒利君。

○田中(恒)委員 松沢委員、竹内委員の方からも災害の問題について御質問がありました。なお大要事務的になりますがお尋ねしておきます。

この冷害の最終的な災害調査の取りまとめはいつになるのか。それから天災法と激甚法の指定について、おおよその話は流れておるわけですが、いつ発動されるのか、お尋ねをいたします。

○亀岡國務大臣 十一月の十日から十五日の間ころに政令公布ができるようにということで、事務局を奮励をいたしておるところでございます。

と申しますのは、どこに参りましたも、できるだけ早くという被災者の声が強いわけであります。五十一年の冷害のときには十一月のたしか二十九日に政令公布になっておるわけでありまして、ですから、それよりも少なくとも十日以上早くできないか、こういうことで詰めておるわけでございます。十一月の十日から十五日の間ころを目途としております。

(委員長退席、菊池委員長代理着席)
○田中(恒)委員 この冷害と集中豪雨、それから台風十三号、十九号、いずれも日本列島を襲ってきたわけですね。これらは同一災害という形で認める、こういうことだと思ひますが、そうでございますか。

○亀岡國務大臣 その点につきましては、事務局から答弁させます。

○松浦(昭)政府委員 各災害につきましては、集中豪雨は冷害と一緒にいたしておりますけれども、台風十三号、十九号は別々の天災ということになります。

○田中(恒)委員 冷害と集中豪雨、それは組み合わせず、台風は別、やはり台風とそれから冷害、ダブって受けておるところがたゞさんあるわけですね。そういう場合に、特に激甚法の指定の問題になりますと一定の条件がありますね。それはもう時間的にもほとんど変わらないし、台風だつて冷害だつて災害であることは間違いないのですが、組み合わせずという何行政的な方法は考えられないですか。

○松浦(昭)政府委員 天災融資法の発動に当たりましては、一天災ごとに天災を指定していくという形になっておりますので、台風十三号と十九号は別の天災として指定せざるを得ないというふうな思ひます。

○田中(恒)委員 それから、これも非常にあれですが、いろいろ町村へ参りますと、特に町村なり農協なり、天災融資法に基づく資金の借り入れの手続が非常に複雑で、手間がかかっているという言ひでございます。これをもう少し早く簡素にやつてくれという声が非常に強いのです。今回の場合それらの問題も含めて、早く、いわゆる要領よくできるようにしていただきたいと思ひますが、どうですか。

○松浦(昭)政府委員 天災融資法の借り入れにつきましては非常に簡素な手続になっておりまして、天災融資の借入申込書に市町村長の被害認定書を添えて融資機関に出していただくということ

だけでございまして、なおできるだけ簡素な手続で迅速にという御要望でございますので、私も融資機関に対してはできるだけ事前に指導いたしまして、農家の方々が早く借りられるように措置をいたしたいというふうに思ひます。

○田中(恒)委員 簡素じゃないですよ。どれだけ厄介な手続をやつていかなければいけないか、ここで一々そういう細かいことを議論できませんけれども、もっとよく実態を見て、そういう声はいっぱいありますから、災害に關して、特に借入金の手続の問題についてはひとつ問題点を抽出して処理していただきたいと思ひます。

それから私は、きょうは、地域的には西日本の一つの大きな問題であります温州ミカンの問題につきまして、災害の問題との関連もございまして、この機会に若干の御質問をいたしたいと思ひます。

御承知のように、温州ミカンは米とほぼ同じような系統を歩んでおりまして、適地適産で非常にたくさん植えてつづけて、昭和四十年後半からは、価格は非常に低迷を遂げていくし、四十八年のたしか十七万ヘクタール程度をピークにして、それから自然的な壊廃も起きております。加えてこの数年間は、農林省の米の減反に準じたミカンの減反政策がとられて、いわゆる中晩相への転換などが行われていることは御承知のとおりであります。これもいろいろ突き進んでいくと、ミカンをつくるなどいながら、一方では例の米交渉のオレンジジュースが何倍と入つてくる。減らす分だけ外国から入れておる。こういうことで、これは西日本の果樹地帯へ行くとも、皆さん一様には西日本の農政はアメリカへ向いておるのか日本へ向いておるのか、こういう批判が充満しておるわけでありまして、この議論をするというわけではなく、問題がありますので、きょうはその議論はできませんが、しかし、いづれにせよミカン問題の取り扱いは、最近農林省の分野におきましていろいろ検討していただいておりますわけでありまして、けれども、非常に厄介な問題を抱えてきておると思ひ

ます。

そこで、今日私ども非常に心配をしておりますのは、昨年非常に価格が大暴落をした。私どもの地域はミカンとしては日本でも非常にいい産地で、実は価格の手取りもいいわけですが、それでもキロ四十円とか五十円とかいう、生産費を完全に割ってしまうという状況になって、御承知のように加工へ振り向けて百万トンの果汁をしぼった、こういうことでもあります。この果汁がこの冷夏で、大体牛乳、果汁は夏に消費が伸びるのではありませんが、これが思うように伸びないということ、昨年暮れ、昨年のミカンをしぼった百万トンといわれるジュースが滞貨をしておる。ことは冷害で黒斑病から潰瘍病などいろいろ病害を受けておることも事実でありますし、裏年で収量は減る、こういう状況はあるわけですが、市場へ出回るいわゆる良品というものが非常に少ないのではないかと。やはり加工へ回る比較の見ばえの悪い小さなミカンなどがたくさん出回るのはないか、こういう心配が果樹産地には非常にありまして、一体こういう状況で、加工に対して本年度どういう対応をしようか、これが非常に非常に大きな問題になっております。大臣の出席の時間が限られておるわけでありまして、この際、加工の果汁の調整保管問題について、昨年度に準じて本年度も取り上げていただきたいと思っております。お聞かせいただきたいと思っております。

○農林省大臣 実は私も果樹生産地で、私の方は落葉果樹でございますが、いま御指摘のような経験も持っておるわけでありまして、したがって、特にこのミカンに対しては、御指摘のような現状であるわけでございますので、農林水産省としてもいろいろと検討させておるわけでございます。

御承知のように、農産物資、果物というのは豊作になりますと価格が落ちる、そのかわり生産が少しセーブされてきますと価格の方がぐんと上がってくるという事情もございますので、そういう

点もよく見きわめた上で具体的な事項に具体的な措置をすべきかどうかということを決定していきたい、こういうことでもいま事務局にその辺をよく検討させておきます。

○田中(恒)委員 いま大臣から御答弁ありましたように、確かに市況がどうなるか、これからの勝負でありますから、いまのところは非常に量が少ないということで価格にはいいようでありまして、大体おのれのいまの時期は全般的にいいわけでありまして、例年の傾向を見るとこれからずっとと落ちていくという傾向が非常に強いわけでありまして、それから果実類の価格傾向を、特にミカンなどを見てみると、もうほとんど停滞状態の域から脱していないわけでありまして、いいと言ったって、いまの物価の上昇やいろいろな農産、資材の上昇を十数年来の傾向と比べてみれば、ミカン価格についてはほとんど低迷状態から脱していないのであります。そういうことも考えながら、いま大臣が御指摘になったようにこのミカンのこの状況の推移を見ながら、調整保管をやらなければいけない、こういう数字的なものや状態が出た場合には、私は金もそうないことではないように思う、いろいろ貿易自由化関係のものも多少あるはずでありますので、やればやれると思うのであります。そういう状況になった場合には農林水産省としてはこれに検討して取り組んでみる、こういう意味に理解してよろしいですか。

○二瓶政府委員 今年産の温州ミカンは、先生御案内のとおり真年なものですから、九年ぶりに三百万トンの大台を割るという姿になっているわけでございます。もちろんいままだわけの温州の出始めてございますが、価格は堅調でございます。今後どこまで価格が伸びるかという問題も確かにこれから価格を見ないといかぬと思っております。しかし、量的にはそういうことで生産が非常に少ないものですから、加工仕向けに回るのは去年に比べると大幅に減るであろうことなので、今後の推移を見たい。まだ搾汁工場の方もしぼり始めたぐらいだと思いますので、どのぐらい本当に

搾汁量が出てくるのか、これも見届けたい。去年などは三月十日に調整保管の発動をしたわけでございます。そういうことでございまして、これらの推移を見て検討をしたい。その際、必要があれば大臣が答えられましたように十分前向きに検討してみたいと思っておりますが、いまの段階では必要が出てくるかどうかというのがまだはっきりいたしませんので、その辺は推移をもう少し見守らせていただきたいと考えております。

○田中(恒)委員 このミカンの需給バランスというか、本年産の温州ミカンがどのくらいしぼって在庫がどのくらいになっていくのか、これはどういふふうに見ておられますか。

○二瓶政府委員 温州ミカンの果汁の需給バランスもいろいろ推算をいたしております。これは団体側の方もいろいろ推算をしておるということ、ただいま申し上げましたようにこれからしぼり始めますので、まだ今後の推移を見ないとわかりませんけれども、五十四年は先ほど先生からお話がございましたように、約百万トンを加工仕向けにしたということで、九万九千トンほどの五分の一濃縮果汁が出たということでございまして、したがって、五十四年といたしましては持ち越しが五万数千トンあった、かように考えております。

ただ、五十五年の方の需給計画につきましては去年の半分ぐらいが加工仕向けに回るのはないか。五十万トンとか五十五万トンとか見方はいろいろありますけれども、五十万トン程度であろう。そうすると、五分の一濃縮で五万トン程度の搾汁量になるといふことでございまして、需要の方は若干伸びるといふふうに見て六万数千トンの需要量になると見れば、四万トンを切る持ち越しぐらいいなるのかというふうなことなんです。この辺の見方はまた団体ともちよつと違っております。いろいろ団体なりあるいは役所の方なりで需給推算等とときどきに比べておる、こういう状況でございます。

○田中(恒)委員 これももう少し農林省できちん

としたものを立てておるべきじゃないか、日本の農林省はそういう面では大衆体制のとれたものでありますから。私も団体のこれをもたつておるのですけれども、団体の方もまたいろいろ聞いてみますと、たとえば契約しておつてそのままだが実行されなくて繰り越されていくというの、実際相当あるので、十二月の末になつたら団体の出しております五万九千四百トンを一万トンくらい上回るのじゃないか、こういう説もあります。消費量が幾らになるか。大体六万トンから六万四、五万トンというのが通常ですが、それもありますし、これはいわゆるジュースの輸入量の枠もふえて五万トンぐらいい入ってくるのでありますから、そういうものをやると、もし悪くいくと一年分くらいまだ持たなければいけない、こういう状況も考えられておるやに聞かれました。どういふわけですか。

確かにぴしゃりというわけにいきませんけれども、私は実は加工の問題を、特にこれはミカンだけではございませんで、リンゴにいたしましては桃にいたしましてはブドウにいたしましては政策的にどう取り扱っていくか、実はこれがポイントじゃないかと思つておるのです。だから、いまの農政の加工対策というものは、ある意味では多少行き当たりばつたりのような感じがいたします。私も私どもは加工の価格安定制度というものを何らかの形でちゃんと仕組んでいただきたい、こういうふうな思つておるわけでありまして、特にこの問題についてそういう意味で御質問いたしておりますが、先ほど大臣も申しましたし、局長からもいまお話がありました。事柄の推移を見ながら状況によつてはいわゆる調整保管ということについて十分考えていく、こういう形で処理をしていただきたいと思つております。

それから、加工の価格安定基金制度の保証価格ですね。これは三十八円ですか、この価格が私は問題だと思つておる。これを引き上げていく、ということ、加工の量をもう少しふやしていく、こ

ういうことについての要望も大変強うございますが、どういふふうにお考えになっておりましようか。

○二瓶政府委員 まず保証基準価格の關係でございしますが、これは三十六円三十六銭というものが五十五年度の基準価格でございします。来年度の概算要求をこの八月末大蔵にも提出してございします。その際にはこの三十六円三十六銭をさらに引き上げたいということで要求をいたしてございします。

それから対象数量の枠、これが今年度から五十万トンになったわけでございますが、これをさらに七十万トンということで二十万トンさらに拡大したいというようなことで概算要求をいたしてございします。

○田中(恒)委員 これは二年事業年度になっております。これもいろいろ農林省の担当の人と議論すると、そういうたてまえになっておると言うのだけれども、しかし、たとえば来年度の予算の中に、農林省は加工果実の試験園のようなものをつくって、加工は加工、こういう性格の生産というものもを考えておられます。私もこれは反対じゃありませんが、やはり加工も——たとえば農業にいたしましていろいろな手入れが行われ、非常にいいミカンをつくるということと努力してございしますけれども、加工などについてはさつと大ざっぱに結構やれるし、コストは下がるはずであります。だから、そういう研究体制やモデル的なものはどしどしやっていただきたいと思ひますが、そういうものを通して加工の比重をとにかく大きくしていく。そういうことになっていくと、いまのように表作と裏作だという考えは、昔から表作と裏作とあるということですから、技術的にだんだん発達していけば表も裏もなくなるといふことも考えられるので、そういう場合にはやはり単年度でやるべきであるし、当面は、価格を単年度ごとに、やはりいろいろ物価も上がるわけですから、生産費が上がっていくわけですから、改定をしていく、そういうことの方が正しいと思ひるので

すが、どうでしょうか。

○二瓶政府委員 現在は業務対象年間というのを二カ年間ということをやっております。考え方としては、表年と裏年というのがある。隔年結果というのがある。もちろん技術的にこの隔年結果という面について相当幅が縮まってきておるとか、いろいろな面はございしますけれども、ミカンにつきましては、昨年は三百六十万トンの生産、こゝしは三百万トンを割るというふうなことでございします。やはりまだ隔年結果というのとは否めないのじゃないか。したがって、業務対象年間は二年間ということと考えるのは避けられないと思ひますが、ただ問題は、これをきわめてリジッドに、運用面の際もこのたてまえというものは絶対変えられないものというのかどうか、その辺は、やはり変えられないとは思ひます。その、運用面という工夫はできるのではないかと、その辺を考慮したい。

先ほど申し上げました来年度五十万トンを七十万トンというふうな二十万トンふやしますというの、これはむしろ来年度単年度二十万トンふやそうというところなので、そういうことからすれば、従来の二年間というのであれば五十万トン据え置きでいくのが筋論だということなのですが、やはりその辺は運用の問題もあるだろうというところで二十万トンの増枠を考慮しておるわけでございます。

保証基準価格の方についてもそういう考え方はいくべきではないかという御主張かとも思ひますけれども、保証基準価格の方はいづれにいたしましても明年度は上げたいということとやってございします。御理解をいただきたいと思ひます。

○田中(恒)委員 これで質問を終わらせていただきますが、これは大臣に質問した方がよいと思ひますが、やはり日本の農畜産物全体の市場拡大で、外国からたくさん入れておるが、品目によつては外国へどんどん送り出していいものもあると思ひます。すなわち、いわゆる農畜産物の輸出であります。いま議論しております私どもの温州ミカンなどは相

当外国へいま売り込むことにいろいろ努力をしておりますが、そういう輸出奨励措置というものにもう少し力を入れる。かん詰め類にしても、外国など比べて技術水準もある程度高いようでありまして、保管なども相当諸外国などに比べる

といふ話も聞いておりますが、やはり外国へ送り込んでいく、こういう政策も思い切つてとつてもいいと思ひます。現実には輸入の為替の差益金の問題などは相当大きなものがあると思ひます。日本の零細な農民のつくる農産物を外国からたくさん入れて困らすよりも、逆に売り込んでいくという市場拡大政策としては考えるべきだ、こ

ういうように思ひます。そういう意味で、特に果実類の進出について積極的な輸出奨励の助成という政策を打ち立てていただきたいと思ひます。ありまして、この点についてはひとつ大臣の御所見を承つて終わりたいと思ひます。

○農岡國務大臣 日本は貿易立国以外に生きていけないという国柄であるわけでございますから、これはもう本当に日本のように品種改良されたい果物を外国の人に食つてもらえれば大変結構なこととございします。ところが、現実として、落葉果樹にいたしましても、ミカンにいたしましても、いままでも相当輸出努力はいたしておるわけでありまして、やはりコストの問題等がございします。これに思ひます。

からやつぱり御指摘のとおり大いに努力をしていかなければならぬ問題である、こう考えます。特に農林水産物で去年一年間で二百八十九億ドルというものを外国から買つておるわけですね。小麦から豆から何から果物から、全部合わせますと二百八十九億ドルといふと石油の半分以上を

買つておる、こういうことになりまして、こういうことを続けてまいりますとこれはもう本当に大変なことになるといふことで、国会の御決議もい

ただいたわけでございますから、そういう意味でいう努力もしないでただ廃棄をしようなどというやうなことは本当にもつたない話であります

から、その努力は大いに積み重ねていきたい、こう考えております。

○田中(恒)委員 終わります。

○菊池委員長代理 草川昭三君。

○草川委員 公明党・国民会議の草川昭三でございます。

きよう私は、牛乳の問題、特に消費拡大の立場から、あるいはまた現在の流通機構の中で宅配牛乳の問題を取り上げて農林省の考え方なりあるいは関連する各省庁の御意見をお伺いしたい、こう思ひます。

第二の米と言われております牛乳は過剰であることはもう間違いない事実だと思ひますけれども、最近の牛乳、乳製品の需給状況をお伺いしたいわけですが、過剰は何トンか、あるいはまた在庫等はどういう推移にあるか、これをまずお伺いしたいと思ひます。

○大伏政府委員 最近の牛乳、乳製品の需給状況でございますが、五十年代に入りまして五十二年、五十二年、五十二年、五十二年の年につきましても生乳の生産量が対前年比七ないし八%の増でございます。それに比べて消費は飲用牛乳の伸びが約二ポイント程度低い五%前後ということとござい

ます。したがって、その飲用牛乳として消費されな分は乳製品の原料に回るわけとございまして、それが対前年比で二%前後ふえるという状況でございます。また、バター、脱脂粉乳等の主要乳製品の生産量が大幅にふえ、それが現在在庫となつておるわけとございします。在庫量につきましても、いまの一番新しい時点で七月現在を掌握いたしておりますが、バターにつきましても三

万三千トン、これは牛乳に換算いたしますと約四十五万トンになります。消費量の六・四カ月分でございます。それから、脱脂粉乳は八万トンでございます。生乳に換算いたしますと五十二万六千トン、消費量にいたしまして八・五カ月分、両者を合わせました生乳換算量は九十七万トンとい

う相当の量でございます。

このために価格が低迷をしておるわけとござい

ますが、昨年から生産者が自主的な計画生産を行うということで生産の調整を行っておりまして、その効果が漸次出てまいっております。先ほど申し上げました在庫量も一時に比べまして減少を見ておりまして、このため乳製品の価格も一時に比べますと回復をきておるといふ状況でございます。

○草川委員 いま、かなりの量の在庫がある、あるいはまた価格が低迷しているというお話がございましたが、後ほど触れますけれども、価格は低迷ではなくて混乱をしておるわけでございます。消費者の立場からいいますとそれが牛乳に対する価格の不信任感を非常に助長することになるわけです。この問題については私も何回かほかの委員会でも取り上げておるわけでございますが、生産の方はいろいろな意味での保証というのですか、助成があるわけでありまして、加工原料乳の保証価格等も一キロ当たり八十八円八十七銭でございます。さらに不足払いの限度数量も百九十三万トン、これは牛乳総生産量の三〇％になるわけでありまして、しかも、その九割が北海道だと言われておりますけれども、これによって京浜、東海あるいは京阪神の大都市の近郊の酪農地帯でも非常に大きな影響を受けておるわけでございます。北海道で限度数量を超えた部分は補給金なしの非常に低価格で売られていく、あるいはメーカーの方が引き取らない場合には、これは新聞の数字でございまして、二十円前後で売られる場合もあるというわけでございますから、これは低迷という言葉ではなくてむしろやむを得ないと思ふのです。そういう影響について一休農林省の方はどういふようにお考えになっておられるわけですか。

○大伏政府委員 先ほど価格が低迷から回復をきてまいっておりますと申し上げましたのは乳製品の価格でございますが、飲用牛乳の価格につきましましては自由な取引のもとで行われておるわけでございます。最近その価格が平均的に下がってきておるといふ状況がございまして、

飲用牛乳の価格の動向でございますが、私どもが掌握しておるところで申し上げますと、一リットル入りの紙パックでスーパー等で売られておるものでございまして、これは東京都の地区で調べたものを申し上げますと、百九十九円以下のもものが全体の四三％、それから二百円以上が五七％というところでございまして、一応標準的な価格といたしましては宅配が二百四十円ないし二百五十円、それに対してスーパー等では二百二十円ないし二百三十円、スーパーで特売日でありますとそれが百八十円ないし百九十円ということでございます。

なお、不足払い制度との関連で安売りが行われておるのではないかと御指摘でございますが、それは北海道で不足払いに支えられて牛乳生産が行われ、そこから余った乳が都府県の方に流れてくるということに関連してお話ではないかというふう存じます。

北海道からの生乳の都府県への移出状況でございますが、近年は、五十二年、五十三年は対前年比で減つてきておつたのでございまして、五十四年に至りまして対前年比で三〇％ぐらいいふえる、本年度に入りましてさらに引き続き増大をしておるといふようなことで北海道の牛乳が都府県に流れて、それが都府県の飲用牛乳の価格に影響を及ぼしておるといふような指摘がされるわけでございます。私も私どもといたしましては、そういった移出が攪乱的な価格で無秩序に行われるということとは望ましくないというところで、たとえば中央酪農会議によりまして地域間の需給の調整事業、あるいは生産者、乳業者をもつて構成しております広域需給調整協議会の拡充等、関係者の努力が払われておるわけでございます。農林水産省としてもこれらの事業につきましまして指導、援助をおいおいたしておりますのでございまして、

で、持ってみると思ひますけれども、二百円前後で約四六％売られておるといふことをお認めになつたわけですが、その数字の中で百七十円以下で四％売られておるわけでございます。

問題は、宅配業者の仕入れ値段が百八十六円四十銭だということです。それで、自分で車を買つたり店を開いて宅配をして、牛乳の消費拡大なりいろいろな営業をなすつてみるわけですか。ところが隣のスーパーで少なくとも、いま農林省がおつしやるには二百二十円から二百三十円で売つておるといふのですが、そうじゃないのです。圧倒的に多いのは二百円以下で売られておるわけでございます。ひどいのはなりますと百円で目玉商品として売られておるわけですから、一方で百円で売つておる牛乳を、たとえば隣で宅配業者は百八十六円で仕入れなければいけません。しかもコストがかかる。仕事がやれつこないわけでしょう。こういう現実、事実を何とかしない、この私どもは農林省にかねがね言つておるわけでありまして、きょうは公取も来ていたんでありますが、不当販売ではないだろうか、あるいは差別対価ではないだろうか、あるいは優越地位の利用ではないだろうか、公取にもかねがねいろいろのことを申し入れをしておるわけですよ。この点について農林省は一体どう考えるのかということをお聞きしたいわけでございます。

その前にちよつと公取に御意見を聞いた方がいと思ひますから、公取さんお見えになつておられると思ひますが、いま言つたような、スーパーで目玉商品で百円のような牛乳が売られていていいかどうかということとをまづ端的に聞きたいと思ひます。そのことを簡単に一言だけ返事してください。

○奥村説明員 不当販売に対する規制につきましては、その取引形態とか需給の動向の把握、検討が必要でございます。個々の事案ごとに綿密な調査を行つて慎重に対処する必要があります。このように考えておるわけでございます。量販店等におきまして通常時の仕入れ価格を下回つた販売とい

うふうな場合には、そしてまた多数の小規模の専売店が著しい影響を受ける、そういうようなことで公正な競争を阻害するおそれの強いものにつきましては、公正取引委員会としては直ちに当該行為の中止を指導する、そういった形で事案の態様に応じ措置をとつておるわけでございます。

○草川委員 それでは公取にもう一回聞きます。具体的な事例を申し上げますが、仕入れ価格を割れば問題だ、こういうことでございまして、昭和五十四年の十二月三日、去年の暮れに、和歌山県の牛乳商業組合が、ある町であるスーパーが特売価格百円というので売っているからこれを調査してもらいたいという申告を公正取引委員会にしたわけですよ。ところが公正取引委員会の方から、大分たちまして翌年の、この四月になりまして、四月月たつて、このスーパーを牛乳の不当販売ということで調べたけれども何らの措置をとりませんという通知が来たわけですよ。これは百円以下で仕入れておるといふことを認めたわけですか。過去の公正取引委員会等の通達によりまして、最低でも六％のオンコストが必要だ、あるいは通常ならば二％のオンコストが必要だということになりますと、これは関係ないというわけですから、八十円台で牛乳が仕入れられておる、こういう事実もあるわけですか。公取さんにお伺いしたいわけですよ。

同時に厚生省にもお伺いしますが、牛乳で、少なくとも百八十六円で仕入れて、そして二百四十円前後で宅配をしなければいけない、一方でそういう値段がある。一方で百円で売れる。そうすると、牛乳の中身が違ふと思ひますを得ませんね、そうではない。今日いかに自由市場と言つても、二倍も三倍も違うという仕入れ価格があるわけがないでしょう。中身が違ふのかということと厚生省に聞きたいわけですが、厚生省には乳等省令という法律があつて、中身はどういふ場合でも同じだということになつておるわけですね。乳及び乳製品の成分規格等に関する省令というのがあるのですから。だから最初に厚生省にちよつと聞きま

すが、牛乳の中身に相違はございませんね。これをまず聞きます。

○瓜谷説明員 お答えいたします。

先生よく御案内のとおり、食品衛生法に基づきます乳等省令、略して乳等省令と申しておりますが、そこで牛乳等につきまして詳細に規制しております。

それで牛乳につきましては、牛からしぼった生乳をそのまま殺菌処理したもの、それを容器に詰めたものでありまして、しかも成分規格としまして無脂乳固形分それから乳脂肪分、比重、酸度、そういうようなものを規制しております。それから製造基準といまして、水を含めましてその他の他物を一切加えてはいかぬと言っております。したがって成分的には同じものと確信いたしております。

○奥村説明員 御説明いたします。

牛乳の不当販売についての申告が非常にたくさんございまして、私どもの方の違反事件の処理の要員が限られていたといったふうなこともございまして、全体の事務処理を停滞させないために簡易迅速な対応をいたしておるわけでございまして、そこで先生のお話の件につきましても、具体的なケースでございまして、一般的には受け付けかねるわけでございまして、一般的には受け付けますとすぐに関係業者の方に、通常時の仕入れ価格等あるいはどのくらいの量を売ったかといった事情を聴取いたしまして、不当販売に該当するおそれがあるというふうに認めますれば警告、注意等の措置をいたしておるわけでございまして。

先生おっしゃいました当方から送りました通知に、措置をとっていないというふうな御指摘でございますけれども、そこに書いてございまして措置をとっていないというのはいわゆる法的な措置と申しますか、記載事項として規則で決まっております、その事項に該当する措置はとっていないということでございます、直ちに先ほど申し上げましたような警告とか注意というふうな措置はとっているものというふうにお答えできるかと

思います。

○草川委員 すると、いまの公取の話を言うと、具体的な措置をとっていないということは、少なくとも百円で売って、マイナス六%あるいはマイナス二%で仕入れておるからこそ具体的な措置をとらないということですか。だったら私はもう一回言いますけれども、仕入れ価格は、小なるとも宅配の場合はいま申し上げたように百八十六円四十銭。しかし一方では百円を割る仕入れ価格でスーパーで売られているということ公取は証明したということになると思うのです。

そこで農林省にお伺いをしますが、一物二価三価ということがよくあつて問題になるわけですが、いまま牛乳の小売価格の方は自由だとおっしゃいますけれども、これは少しひど過ぎるのじゃないですか。むちゃむちゃじゃないですか。しかも中身は、厚生省が責任を持つて中身に相違はない、こう言うわけですから、じゃ宅配はつぶれていく以外にはない。宅配業界が現実的に営業できないのはあたりまえであります。これはそんなによそよそしの中小企業の近代化とか経営の合理化でやれるわけがない。自分がいかに売ろうとがんばっても、メーカーの方は百八十六円四十銭。しかし生産の方がふえてくるわけですから、それがいろいろな流通経路で百円を割るような仕入れが現実にある。公取がいま認めたわけですか。一体これはどうなりますか。

中小企業庁にお伺いをしますが、最近の牛乳小売店の廃業というのですか転業というのですか、この業界が減つておる商業統計があると思ひますが、どういふ統計になっておりますかお伺いします。

○堀内説明員 お答え申し上げます。

本年、五十四年度の商業統計が出ましたのですが、それによりますと、牛乳小売業と格づけされております商店数は、先生御指摘のように、実は五十二年、五十四年の対比で千四百軒ぐらゐり減少しているというのが実情でございます。

○草川委員 もう千四百軒も牛乳屋さんがやめた

というわけですね。現実には牛乳屋さんをやつておる方々でも、もう子供さんが跡を継がないというわけですね。そうすると、農林省としては消費拡大をやりたい、ある程度消費は伸びておると言つておりますけれども、個々の宅配の方々がなくなれば相対的な意味での消費量はだんだん減るに決まつておるのです。これは牛乳屋の組合の方々がフランスへ行ったりスイスへ行ったり英国へ行ったり、いろいろと調べられた統計数字が出ておりますが、きょうは時間がなから申し上げませんけれども、宅配店がなくなれば消費量は少なくなる。

しかし、前に申し上げましたように、農林省はかつて牛乳が少なくなつたときの対応としていろいろな意味での暫定的な措置をとつておるわけですよ。一方ではプレッシャーがかかつておる、そして片一方では販売店がつぶれていく、こういう矛盾が現実には中小零細と言われる小売店のところへ来ておるわけですが、農林省はもう思い切つてこの際牛乳屋さんをつぶせ、もうなくなつた方がいいから、構造改善資金も出さずから、たとえば繊維のように、造船産業のように、これからの八〇年代に向けてどうぞおやめなさいと言われるのかどうか、お伺いしたいと思つたのです。

○大伏政府委員 牛乳販売の小売店の中で宅配を行つておるお店が消費者に対する牛乳の供給のパイプとして大きな役割を持つておる、今後ともそうした役割を期待したいということを私どもとしては考えておるわけでございまして。

先ほどお話が出ましたスーパーとの価格の対比でございますが、家庭配達価格に比べますと、スーパーの価格が配達料が不要であるということからある程度割り安になることはいたし方ないところでございますけれども、最近の実態を見ますと、客寄せのための目玉商品としてかなりの低価格の廉売がされる事例がございまして、これは好ましいことではないと考えております。スーパー等の過度の廉売は、牛乳販売の公正な競争秩序を乱すというところによりまして牛乳小売店の経営を圧迫し、ひいては消費者への安定的な供給を妨げると

いうふうにも考えられますし、また行き過ぎた廉売がメーカーの卸売価格の低下につながれば、結果として生産者の原料乳代の支払いにも影響を及ぼすということから、酪農の安定的な発展が望めないということにもなります。

牛乳は御承知のように国民の重要な栄養食品でございます。これが適正な価格で安定して供給されるということが望ましいと考えておりますので、これらの事情を踏まえまして、私どもとしては、スーパー等の関係団体に対して機会をつかまえ自粛の要請等も行つておるところでございます。また公正取引委員会に対しましては、一般的な要請をいたしまして、適正な競争の確保がされるように要望もいたしております。具体的な事案につきましては、地元の御要望等を公正取引委員会の方におつなぎをするということに対応しておるわけでございまして。

いずれにいたしましても、現下の状況といたしましては、需要を超えた生産が行われてきたところのいろいろな問題が発生しておるところでございまして、需要に見合った生産をする一方、消費の拡大を図るということによって、いろいろ出てまいつておる問題の根本を改善してまいりたいということが私どもの考え方でございます。

○草川委員 いま農林省それぞれやつておみえになると言いますけれども、現実的に小売店なり宅配の方々のめんどうは見えてない、これははっきりしておるのです。

私は公取にもお願いを申し上げたいわけですが、独禁法の関係で「百貨店業における特定の公正な取引方法」という中にこれは生きておるわけですね。第四に「百貨店業者が」これはスーパーに置きかえてもいいという通達が出ておるわけですが、「特売、廉売等の用に供する特定の商品」を、その商品と同種の商品の一般の卸売価格に比べて著しく低い価格をもつて、当該納入業者に納入させること。こういうことはだめですよという通達があるわけですね。これはやはりとりあえず生かしてもらいたい。農林省もそれを指導してもらいたい

いわけです。全国で千何軒も宅配がやっていないからといって泣いてやめられるわけでしょう。少なくともこの問題は農林省の責任です。私も、物価問題特別委員会とかいろいろなところで陳情してある。前の渡辺農林大臣にも陳情しました。渡辺さんも、これはえらいことだ、本

当にそんなに値段が違ふのか、それは何とかしなければいけませんと言つて、ぼくたちの目の前で指示しておみえになった。それから一年たつたけどノープアクションです。私は行政というのは差別があつてはいかぬと思うのです。生産者を保護するならば平等に消費者も保護する。あるいはまたその流通機構の中で今日、まじめに正しく牛乳の販売拡大をやつておみえになつたわけですから、私はそれを育ててもらいたいと思うのです。

きょうは厚生省にお伺いする時間がございませんでしたが、母子衛生の立場から牛乳等を乳幼児に配つておるわけでございます。これも全国の都道府県の場合に、制限なしに配つております。まだ三分の一残つておるわけですから、この都道府県も所得制限なしに配れるようにしていただきたい、これは強く要望しておきます。

最後になりましたが、もう一回、私のこのような意見に対して、農林省として、この宅配業界の立場に立つ温かい行政というものをどうお考えになるのか、次官の方からでもよければお伺いしたい、こう思います。

○志賀(節)政府委員 大変不敏でございまして、私だいま草川先生の御意見を終始承つておりまして、渡辺農林水産大臣同様、大変なことだという率直な印象を持った次第でございまして。非常に驚きました。そのようなことがなるべく早い機会に解消されるように、実はただいまも大伏局長と隣り合せて指示をしていたわけでございますが、できるだけそういう方向で強力に検討させていただきます。この宅配業務に携わつておられる方がこれ以上泣くことがないようにして差し上げたい。またそのことを通じて、生産者に対して安定的な立場を確保して差し上げなければいけない、要するに合理的な方向を見出すために努力をしてまいりたいと存じます。本当にきょうは私としてもありがたいお言葉を聞かせていただきまして、ありがとうございます。

○草川委員 以上で終わります。

(菊池委員長代理退席、委員長着席)

○田邊委員長 寺前殿。寺前委員、前回は冷害の問題をやりましたので、その後の事態の中で、農民の皆さんからぜひとも明らかにしてもらいたいと言われた三、四点についてだけきょうは聞きたいと思つております。

まず第一点、種もみの確保に対する助成についてです。九月二十六日の当委員会や十月八日の災害対策委員会、万全を期すようにということである論議がありました。五十一年度の災害のときにも打たれた措置なんですが、現実には地方自治体では、国の態度が不明確だから困るんだということも言つておられます。県や農業団体を通じて種もみの確保を一生懸命やつておられます。県の事務費に二分の一の補助、それから購入費に対して三分の一の補助を五十一年度のときにはやつておられます。ところが自治体の諸君たちは、早く対応を決めていただきたい。五十一年度並みのことをやる、したがつて予算はそのとおりで準備しない、一体どうおつしやるのかどうか、これが一つです。県の要望では、五十一年度並みよりも改善してほしいところがあるんだ、三分の一の購入費補助にとどまらず、二分の一の補助というわけにいかないだろうか、この二点を要望しているわけでありまして。一体いつになつたら予算が組める段階になるのか、明確にされたいと思つております。

○二瓶政府委員 お答え申し上げます。現在種もみの確保につきましては、五十一年度の措置を含めまして、過去の事例等を参考にしながら所要の措置を検討しているところでございまして。そこで問題は、助成措置を講ずるということにいたしました場合におきましても、五十一年度と全く同様の措置をとることになるかどうかということ

とにつきましては、現在全国的により正確な種の確保状況を把握する必要があるということでございますが、実は刈り取りの関係が西日本等におきましては、たとえば佐賀県等はまだ二割くらいしかいつていないわけでございます。指定採種圃の収穫の種がどのくらいになるのか、あるいはそれだけじゃ足りないということでは種子というものが種に充てなければならぬと思つておられますが、その充てようと思つている種子の方もどれくらい収穫の種に一体なるのか、西の方はまだ刈り取りが済んでいないということもございまして。したが

いまして、そういう収穫がほぼ完了する段階で、種子の本来の所要量、供給するサイド、需要するサイド、その両面が揃つた調査を行うということになります。そうすれば、やはり十一月上旬以降にそのつちりした調査はやるということにならざるを得ないかと思つております。したが

いまして、そういうものも踏まえた上で財政当局等とも、いまでもいろいろ話しておられますが、最後の詰めというのか、そういうことに入っていくのではないかと、そういう方向でいま段取りを組みながら詰めておるところでございまして。

それから第二点は、補助率は五十一年度のとき三分の一でございまして、これを二分の一にしてほしいという御要望、私も伺つております。ただ、この二分の一の補助といふことも、かつてはございましてけれども、四十三年以降は三分の一といふようなことで冷害のときなども対処してきておりますので、今回非常に大きな災害であることはよくわかるわけではございましてけれども、これが二分の一といふところまでは非常に困難であろう、三分の一が精いっぱいではないかという御感想でございまして。

○寺前委員 政務次官、いまの御答弁です。十一月月上旬の段階になるであろう、財政当局と交渉するということお話を。少なくとも前回のようには補助をきちんと国の方でつくれるように必ずさせる、だから予算の方もそのつもりで準備してもらつて結構だ、これは先々の準備の都合が自治体にはあ

りますから、そのくらいの決意はよろしいでしょうね。いかがです。

○二瓶政府委員 先生のおつしやるのはごもっともでございますが、先ほど申し上げましたようなことでもまだ刈り取り等も西の方は十分済んでおらないわけではございません。したがって、供給する種子の方の供給量の面におきまして、需要者側の方の分におきましても、十分着目したものをしていくということになりますので、五十一年度の例に準じてやるというような方向で前向きに検討しておるわけではございますが、その辺の固まつた姿というものはやはり若干時間がかかるということとは、事の性格の問題もございましてので御了承いただきたいと思います。

○寺前委員 次へ行きます。準備というのはやはりある一定のめどをきちんとしてやるということと、ところで、天災融資は先ほどのお話のよう

これから発動の時期を検討されることになつてくるわけですが、つなぎの措置をするというお話がこの前にはありまして、ところで、現在資金需要の調査というのをやりになりました。聞いてみると九月三十日に電話で農政局へ指示された。十月二十四日をめどに粗需要を取りまとめるのだという御指導をうけたらうであります。ところがこれについて現地の農民の側を歩いてみると、受け取り方が非常に複雑なんです。私、鳥取県の諸君の話をまず聞いてみたのです。九月の末に確かに農政局から県に指示がありました。十月二日に県が市町村や農協に対して説明会をやりました。そこで米子市というところで聞いてみると、十月六日に農協の支所長を集めて説明会をやつた。十月九日中に市町村段階でこの資金需要の調査をやつた。期間が三日ほどしかなかったものだからあつたので、十一日まで延ばして取りまとめをやつた、こういうことになつてゐるわけ

です。そうすると、三日か五日間ほどのわずかの期間に資金需要調査が行われた。

ところがこの資金需要調査というのがどういふふうに住民に受け取られているかというところ、これから天災融資法が出て、これはちゃんとこのときと言っていない人はだめなんです。まさか私はこんな受け取られているわけなんだ。まさか私はこんなばかんなことを農水省はおやりになってないと思う。ところが事実農水省の担当者あたりまでがそういう受け取り方をしている。まして一番末端の農民の間に行くと、しまった、あのときと言わなんだからなあと話になって広がっている。これは鳥取県だけかなと思っておたら福岡県でも同じ話を聞いたのです。私はこういう指導についての徹底のやり方というのは、一定の余裕を持たすということには非常に重要だ。だけれども、緊急措置というものもあり得るのです。そうすると、誤解を生まさないようにするためには電話だけではだめなんだ、きちんと文書でもって指示を出しておく必要があったら、念のために電話と合わせてやっておく必要があるのだから、私はここに一つのあり方の問題として考えておかなければいかぬ問題があったのではないだろうか。これが一つです。

それから、現実には県の当局者を含めて、このときに申し込まなかったからだめなんだという印象を受けているわけです。これで全体の農民に影響を与えているのだから、まさか私そんなことはないと思うのだが、きちんとここで答弁していただいて、改めて周知徹底、要するにお申し出ください。改め結構なことです。徹底的な措置をとってもらう必要があるのではないだろうか。私はこの二点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○松浦昭三 政府委員 お答えをいたします。天災融資法の発動の際には経営資金の融資総額を政令で定めることになっておりますので、融資希望額の把握につきましては、従来から、天災が終息後原則として十四日以内に都道府県知事は地方農政局長に報告し、これをもとにして地方農政局長は天災の終息後二十日以内に経済局長に報告するということが通達をしております。なお、この

調査は、市町村が被害農林漁業者からの聞き取り等の方法によりまして把握いたしました結果に基づきまして、都道府県が報告を受けこれを取りまとめることになっております。

現在どういう状況になっておるか申し上げますと、今回の冷害等に関する融資希望額の集計に当たりましては、天災がほぼ終わることが見込まれた九月の末に、十月二十日までに報告するように電話で地方農政局に連絡したところでございます。これによりまして地方農政局は、それぞれ集計の余裕を若干見込みまして、都道府県の融資希望額の提出期日を定めて報告を求めているというふうに考えられます。

ところで、お尋ねの件でございますけれども、実は私もこれを承りましてちょっと驚いたのが実感でございます。天災融資法の発動に当たりましての資金需要調査は、あくまでも適切な融資総額を定めるためのものでございまして、いやくも被害を受けた農業者等が具体的に融資申請を行った場合には、その融資を受けられないということはないというところでございまして、その点十分に配慮してまいりました次第であり、今次災害についても同じでございます。したがって、あくまでも調査段階と申請段階とは当然切り離して考えられるべきものであるというふうに考えております。

これが末端に指導徹底していなかったという点でございますが、実は融資希望額の調査につきましては昭和三十八年の四月から毎回実施しておるわけでございまして、先生も御案内のように天災はほとんど毎年のようにやっておりますから、私もどしどしは当然このような基本的な考え方は徹底しているものと思ひまして、緊急事態でございましてから電話で連絡したということでございますが、その点がなお十分に徹底していなかったというところはなはだ残念でございます。したがって、私どもといたしましては、この話を聞きましたので、直ちに地方農政局に對しまして、全地方農政局でございまして、このような誤解が

生じた、したがって、その点については誤解がないようにするようにということで指導をいたしたところでございまして、今後の対策につきましても、なおこのようなことが起こらないように十分に気をつけて指導してまいりたいというふうに考えます。

○寺前委員 次に、畜産の分野の質問が余り委員会でありませんでした。私は畜産の分野の問題について二点お伺いをしたいと思ひます。これは岩手県が、昭和五十一年に、冷害で畜産県として緊急対策を国に要望したけれども、相談に乗ってくれなかったというのを「五十一冷害誌」に書いておられるのです。これは政務次官の出身地だから、詳しいことですから、私が言う方がむしろおかしいのかもしれないが、文章を読んでもおもしろいという感じがいたします。

冷害被害による減収が著しい農家の間には、その補てんのため、家畜を手放そうとする気配が濃く、また県外家畜商等の動きから市場価格の低落が懸念された。このため、農家が適期に牛を売却し、その代金で借入金返済をするという無利子の営農生活資金制度の創設について、冷害対策の重点事項として九月中旬に農林省に陳情した。さらに、九月二十五日、農林大臣が冷害地視察のため来県した際にも、同様、農業団体から陳情がなされた。しかし、農林省には、このような制度創設の考えがないことから、県単独で措置することとし十月五日決定をみた。

という種々のことが書かれているわけです。聞いてみると、当時岩手県で手放さなければならなかった牛の数が三千数百頭あったそうです。それで県が緊急に、ともかく二カ月待たせたら、三カ月待たせたらまたも牛として売れるのだから、ちよつとという段階にきている人たちのために無利子の融資でその間だけめんどう見ましよう、本当の短期のつなぎのための金を見ましようという措置をやったところ、四千三百二十八頭このときに申し出があった、こういうわけです。さすがに畜産県

だけあつて心を配られた。それにしても国は余りにも冷たいじゃないか。今度の場合も岩手県の方々がこの問題をまた提起しておられるわけです。岩手県では、国に何ほ言ってもこの話が通用しない、だから十九万頭あるようだけれども、一万頭近くがすでにこの緊急の一時対策の措置としていま県にも申し出ておられるようです。私はこれは非常に重要な一つの提起だと思ひます。少ないながらも畜産をやっている県もたくさんあるわけです。鳥取県なんかその部類になるわけです。ですから岩手県の諸君たちが血のにじむ思いをして五十一年のときに経験した姿、国としてこういう問題をもっと積極的に考えなければいけないのではないだろうか。これが私が畜産に関して一つお聞きしたい点です。

もう一つお聞きしたいのは、鳥取県の諸君が言っておいた問題です。牧草やトウモロコシの被害が非常にひどかった。そこで中国やアメリカから乾草を輸入せざるを得なくなった。ところが考えてみると、鳥取県の転作五千三百ヘクタールのうちで飼料作物、すなわちトウモロコシ、ソルガムが三分の一つくらゐに減っているというわけです。ところがこの飼料作物というのは、もうそのたんばの中に、転作奨励金をもらっているのだから、飼料用といつても実際はそこに置いたきりになってしまっている、すき込まれてしまっている。ところが片一方では飼料がない、外国まで頼まんならぬということになっていく。同じ県内においてもこういうことが生まれているではないか、あの飼料をこちらの困っているところへ回すということをもっと日本の国内で手を打つことはできないものだろうかという問題提起なんです。

私は、飼料用作物をそこまでつくっておりながら、転作奨励金でそれなりに終わらだということではもったいないじゃないか、岩手県だったらどういうことをしているのだからかと思つて、これもまた念のために岩手県に聞いてみた。さすがだと思つたんですよ。お隣の町に運搬する場合には運搬費の三分の一でしたか、めんどう見ましよう、

簡易サイロの設置は二分の一の県補助をやってまでめんどうを見ているのです。やはり岩手県の皆さんというのは五十一一年災害でずいぶん苦労された。いま全国であれよりもっとひどい被害が生まれてきているときに、この畜産分野についても少し積極的な姿勢が国にあつてもしかるべきだろう。せっかくの機会だし、政務次官がおられることを私は非常に光榮に思います。政務次官はこの体験をお持ちなのだから、積極的に農水省としてこの問題に対して新たに打って出ることをお考えになるのかどうかをお聞きしたいと思ひます。

○大伏政府委員 今次の冷害に際しまして、畜産関係もかなり影響を受けておる面がございます。一つは、いまお話しのような経営全体、主として畜産部門でない兼業部門の耕種部門で被害を受けたということから経営が圧迫を受けておる、畜産経営を継続することが困難になつておるという事例、それからもう一つは、畜産経営の中で飼料作物が影響を受けておるということでございます。これらの問題につきましては、私どももそれぞれ県の実情等を調査いたしまして対応を考えてまいらなければならぬところでございまして、飼料の面につきましては、先般の本委員会の決議に基づきまして、九月二十九日に越冬用飼料の確保についての通達を出しまして指導を行つております。この指導に基づきまして各県では、具体的措置をいたしまして、それぞれの地域の実情に応じた独自の考え方に基づく対策を講じておりまして、先ほどお触れになりました対策もその一環でございまして。

岩手県の畜産の保留事業という点、五十一一年にその事例が県単事業として行われたこと、また本年度につきましてもそうした対策を講じようとしておることは承知をいたしておりますが、これを国の一般的な対策として制度化するにはかなりいろいろの問題がございます。非常に短期のつなぎの資金であるということで、むしろそういう対策をいたしましては、国としては、天災融資法なり

自作農維持資金の融資によつて家畜を手放さなくとも済むようにする。現実にはつなぎ融資が行われて、そうした効果が出ておるのではないかと存じます。具体的な点でございまして、さらに実情等を調べまして、畜産経営がこの冷害等によつて受けた影響を克服することができるように対策を検討してまいりたいと思ひております。

○志賀(節)政府委員 私の地元である岩手県の冷害時における畜産関係の対策につきましましておほめをいただきましたことをありがたく存じます。

今回の冷害に対する金融対策としては、御承知のとおり、とりあえずつなぎ融資及び既貸付制度資金の償還条件の緩和措置を講じたわけでございまして、これは九月二十四日に各関係金融機関その他団体等によるようなお願いをしたわけでございまして。現在、被害状況を最終的に把握するために調査を行つておるわけでございしますが、その結果に照らして自作農の維持資金、天災融資資金の融通措置も含め、必要な対策を講ずるよう検討を進めております。この家畜飼養を行う農家で稲作部門等の被害によつて経営に打撃を受けた農家に ついても、これらの融通措置がとられることとなつた場合には、その円滑な運用によつて経営の安定を図つていくことが適当ではないか、そのように私どもが考えておることは、ただいま大伏局長が申し上げたとおりでございます。

本年も五十一一年に引き続きまして、岩手県では肉牛、乳牛を対象に売り払いを防止するための無利子の融資事業を実施いたしております。九月の県議会におきまして三千七百頭分を計上いたしております。融資限度額といたしましては短角種十八万、黒毛和種二十六万、乳牛が四十九万八千円、こういうことでやつておるわけでございしますが、利子の負担割合は県と市町村、農業団体、これらをひくくめましてやつておるわけでございします。利子補給期間を六カ月、なおさらに追加計上して、最終的には一万頭近くにしよう、こういう予定であるわけでございします。

入つているので違ふ点は、売りたいという動きが実は入つてきておらないわけでございまして、その点は恐らくあるのかもしれない。それを私どももつと周到に調査をいたしまして、この売り払いの防止について、そういう動きが当然予想されるわけでありますから、その場合には国としても、さらにそれで足りない面があればそれを補つていけるようなことをやりたいという考え方に立つておるわけでございします。

○寺前委員 約束の時間が来ましたのでやめますけれども、これは実際売り払いの問題が起り出してからだったら、これまた国自身が、生産者団体の調整保管に対する金利、保管料の助成や、畜産事業団がどうのこうのといつていろいろなることをせにやならぬことになつて、対策に困ることになるわけでですね。だから、そんなことになつていくと大変なんです。それだったら、こういうふうな二カ月待つたら、三カ月待つたら、それだけ待つ余裕を与えてやる措置をとるといふやり方、それが実はかえつて簡単で救われるのだ。これは消費者の側から見ても救われる問題だ。したがつて、これは県がやつていますということだけではなくて、そういう苦勞をしてきた歴史から国が字で積極的に打つて出る、ぜひ検討していただくことをお願いして発言を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○田邊委員長 この際、連合審査会開会の申し入れに関する件についてお諮りいたします。

すなわち、建設委員会においてただいま審査中の農住組合法案について、建設委員会に連合審査会開会の申し入れを行いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田邊委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

といたします。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時八分散会

昭和五十五年における冷害等に係る被害農業者のために被害市町村が実施する緊急冷害等対策事業に関する臨時措置法案

昭和五十五年における冷害等に係る被害農業者のために被害市町村が実施する緊急冷害等対策事業に関する臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、昭和五十五年六月から十月までの間において生じた冷害(冷害による病虫害を含む)、水害又は風水害(以下「冷害等」という。)により損失を受けた被害農業者のために被害市町村が実施する緊急冷害等対策事業に要する経費の財源に充てさせるため、国が緊急冷害等対策交付金を交付する等の措置を講ずることにより、被害農業者の生活の安定及び農業の再生産の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「被害農業者」とは、農業を主な業務とする者であつて、昭和五十五年六月から十二月までの間に収獲される農作物、畜産物及び繭の冷害等による減収による損失額がその者の平年における農業による総収入額の百分の十以上である旨の市町村長(全部事務組合又は役場事務組合のある地では、組合管理者)の認定を受けたものをいう。

2 この法律において「被害市町村」とは、その区域内における被害農業者の数が二十人を超える市町村をいう。

3 この法律において「緊急冷害等対策事業」とは、被害農業者の生活の安定及び農業の再生産の確保に資するため被害農業者に緊急かつ臨時に就労の機会を与えることを主たる目的として、政令で定める期間内において、被害市町村

が実施する事業（国から負担金又は補助金の交付を受けて実施するものを除く。）であつて、被害農業者の技能、体力等の状況に照らし適当であり、かつ、事業費のうち労力費の占める割合が百分の五十以上のものをいう。

（緊急冷害等対策事業計画）

第三条 被害市町村は、この法律によつて緊急冷害等対策事業を実施しようとするときは、政令で定めるところにより、緊急冷害等対策事業の実施に関する計画（以下「緊急冷害等対策事業計画」という。）を定め、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 被害市町村は、前項の承認を受けようとするときは、都道府県知事を経由して、緊急冷害等対策事業計画を主務大臣に提出しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の承認の申請を受けた場合において、その申請に係る緊急冷害等対策事業計画が当該被害市町村の区域内における被害農業者の数及び当該被害市町村の区域の自然的経済的条件を勘案し適当であると認められるときは、協議により、その承認をしなければならない。

4 主務大臣は、前項の規定により緊急冷害等対策事業計画の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 前各項の規定は、緊急冷害等対策事業計画の変更について準用する。

（緊急冷害等対策交付金）

第四条 国は、政令で定めるところにより、被害市町村に対し、緊急冷害等対策事業計画の実施につき当該被害市町村が必要とする経費の財源に充てさせるため、当該経費の額に三分の二を下らない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額に相当する金額を緊急冷害等対策交付金として交付する。

（起債の特例）

第五条 緊急冷害等対策事業計画の実施につき被

害市町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができ。

2 緊急冷害等対策事業計画の実施につき被害市町村が必要とする経費の財源に充てるため起した地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその全額を引き受けるものとする。

（元利償還金の基準財政需要額への算入）
第六条 緊急冷害等対策事業計画の実施につき被害市町村が必要とする経費の財源に充てるため起した地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二十一号）の定めるところにより、当該被害市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

（援助）
第七条 都道府県は、緊急冷害等対策事業計画の策定及び実施のために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、前項の援助を行う都道府県に対し、同項の援助に係る事務に要する経費の財源に充てさせるため、交付金を交付することができ。

（主務大臣）

第八条 この法律における主務大臣は、農林水産大臣及び緊急冷害等対策事業を所管する大臣とする。

（政令への委任）

第九条 この法律の実施のための手続その他その施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

（地方交付税法の一部改正）
2 地方交付税法の一部を次のように改正する。
附則第十五条を附則第十六条とし、附則第十四条を附則第十五条とし、附則第十三条の次の一条を加える。
第十四条 当分の間、地方団体に對して交付す

経費の種類	測定単位	単位費用
緊急冷害等対策事業 償還金	緊急冷害等対策事業費の財源に充てるため 発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき 八〇〇〇銭

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる

測定単位	算定の基礎	表示単位
緊急冷害等対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債で昭和五十五年における冷害等に係る被害農業者のために被害市町村が実施する緊急冷害等対策事業に關する臨時措置法（昭和五十五年法律第 号）第六条の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金		千円

3 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第十四条の規定は、昭和五十六年度分の地方交付税から適用する。

理由

昭和五十五年における冷害等により損失を受けた被害農業者に緊急かつ臨時に就労の機会を与えることを主たる目的として被害市町村が実施する緊急冷害等対策事業に要する経費の財源に充てさせるため、国が緊急冷害等対策交付金を交付する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

べき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額は、第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律
正する法律
（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）
第一条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
第三十六条第二項ただし書中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。
第三十六条の二第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。
第三十七条第四項第一号及び第三十七条の二第五項第一号中「一万九千八百円」を「二万四

本案施行に要する経費として、初年度約千六百六十億円の見込みである。

千六百円」に改める。

第三十七条の三第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第三十九条の三第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改め、同条第二項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第四十二条第五項第一号中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第四十六条第二項中「四十三万二千円」を「五十三万七千六百円」に改める。

第四十六条の二第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

別表第二中「第三十九条―第三十九条の三、第四十条―第四十五条」を「第三十九条―第四十五条」に、「六六九、〇〇〇円」を「八三四、〇〇〇円」に、「五五二、〇〇〇円」を「六八四、〇〇〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「五〇一、六〇〇円」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第一項ただし書中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

(昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第三条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条の八第五項中「同年四月分以後」を「同年四月分及び同年五月分においてはは」、「前各項」を「第一項、第二項及び前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、

同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十五年六月分以後、その額を、これらの規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、これらの規定中「四十七万七千九百七十二円」とあるのは、「四十九万二千円」と読み替えるものとする。

第四條の八に次の一項を加える。

7 昭和五十四年三月三十一日以前に第一條第一項の資格の喪失をし、又は第二條第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員に係る通算遺族年金であつて、その年金を受ける権利が昭和五十五年五月三十一日以前に取得されたものについては、同年六月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして第三項から第五項までの規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一條の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)の規定及び第二條の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「改正後の三十九年改正法」という。)附則第六條第一項ただし書の規定並びに次項及び附則第四項の規定は、昭和五十五年六月一日から適用する。

(退職年金等の額の特例に関する経過措置)

3 改正後の法の規定(改正後の法第三十七條の三第三項第一号の規定を除く。)及び改正後の三十九年改正法附則第六條第一項ただし書の規定は、昭和三十九年十月一日から昭和五十五年五月三十一日までに給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

4 改正後の法第三十七條の三第三項第一号の規定は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年五月三十一日までに給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

理由

農林漁業団体職員共済組合による給付に関し、厚生年金保険における年金の引上げに伴い、他の共済組合制度に準じて、年金の算定の基礎となる定額部分の額及び年金の最低保障額の引上げを行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。